

Sugiyama

令和5年度

事業計画書

学校法人 椋山女学園

目 次

1	教育理念「人間になろう」と本年度の方針	1
I.	令和5年度事業計画を策定するにあたって	1
2	学園に関する事項	2
I.	設置する学校等の概要	2
II.	沿革	3
III.	令和5年度の重点事項	4
IV.	事務局	6
V.	保育園	9
VI.	センター等	12
3	相山女学園大学に関する事項	16
I.	中長期計画	16
II.	教育事業	17
III.	学生生活支援	27
IV.	研究事業	29
V.	国際交流	29
VI.	学術情報	31
VII.	社会貢献・連携事業	33
VIII.	学生募集・入試改革	35
IX.	管理運営	36
4	相山女学園高等学校・中学校に関する事項	37
I.	令和5年度の基本方針	37
II.	教育活動	37
III.	生徒指導	38
IV.	進路指導	38
V.	キャリア教育	39
VI.	安全管理	39
VII.	保健管理	40
VIII.	職員研修	40
IX.	保護者・地域住民等との連携・協力活動	40
X.	施設設備	40
XI.	図書館活動	41
XII.	生徒募集計画	41

5	椋山女学園大学附属小学校に関する事項	42
	Ⅰ. 令和5年度の基本方針.....	42
	Ⅱ. 教育活動.....	42
	Ⅲ. 生活指導.....	43
	Ⅳ. キャリア教育.....	44
	Ⅴ. 安全管理.....	44
	Ⅵ. 保健管理.....	44
	Ⅶ. 組織運営.....	44
	Ⅷ. 職員研修.....	44
	Ⅸ. 学校評価.....	45
	X. 保護者・地域住民等との連携.....	45
	XI. 施設設備.....	45
	XII. 児童募集計画.....	45
6	椋山女学園大学附属幼稚園に関する事項	46
	Ⅰ. 令和5年度の基本方針.....	46
	Ⅱ. 教育目標・教育課程.....	46
	Ⅲ. 安全管理・保健管理.....	47
	Ⅳ. 保護者との連携.....	48
	Ⅴ. 地域への開放・発信・連携.....	48
	Ⅵ. 教育相談体制.....	49
	Ⅶ. 組織運営.....	49
	Ⅷ. 職員研修.....	49
	Ⅸ. 施設設備.....	49
	X. 特別支援・他機関との連携.....	49
	XI. 園児募集計画.....	50
7	椋山女学園大学附属椋山こども園に関する事項	51
	Ⅰ. 令和5年度の基本方針.....	51
	Ⅱ. 教育・保育目標.....	51
	Ⅲ. 安全管理・保健管理.....	53
	Ⅳ. 保護者との連携.....	54
	Ⅴ. 地域への開放・発信・連携.....	54
	Ⅵ. 子育て支援の体制.....	55
	Ⅶ. 組織運営.....	55
	Ⅷ. 職員研修.....	55
	Ⅸ. 施設設備.....	55
	X. 発達支援・他機関との連携.....	55
	XI. 園児募集計画.....	56

1 教育理念「人間になろう」と本年度の方針

I. 令和5年度事業計画を策定するにあたって

椋山女学園は「人間になろう」の理念の下、時代に応じて変化しつつも、一貫して「女性により高い教育の機会を提供する」ことを目指して、努力を続けてきた。今日では、女性が社会で働くことは当然視されるようになっているが、女性の社会参画という観点からみると、課題もまだ多い。女子総合学園としては、このような状況を変えていき、女性がこれまでよりも社会や企業の意思決定に参加し、責任ある仕事に就くことを推進することに、今まで以上に取り組むべきであろう。

「人間になろう」という教育理念には、人間性の尊重、協働の重視、主体性への志向という3つの信念が反映している。とりわけ、上記のような、意思決定に参画し責任ある役割を社会で果たしていく女性を育てていくことを目指す教育機関として、主体性・能動性への志向は、特に重視すべき観点となっている。世界中の人々が人間性を尊重し協働する社会を目指して、「人間になろう」の「なろう」という言葉にこめられた主体性・能動性を重視し、学生・生徒・児童・園児が様々な活動に自ら関わることができるよう、学園全体をあげて取り組んでいく。そして、現代を生きる女性が社会で多様な役割を担う上で必要とされる、教養と実践性を備えた教育を提供し学生・生徒・児童・園児が、生涯充実した社会生活を送ることができる力を付けられるよう、丁寧に支援していくことを目標とする。

一方、少子化による潜在的な学生・生徒・児童・園児の縮小や、ここ3年間にわたる大学の志願者の大幅減など、学園経営をめぐる環境は厳しさを増してきている。ここで縮小均衡を目指すことは、更なる志願者減の負のスパイラルに入ることを意味しており、学園の将来を危うくすることにつながることを認識している。そこで、学園の魅力向上に向けた取組が、今までよりも必要になってきているという認識をまず共有するものとする。そして、令和元年11月29日に制定した本学園の事業に関する中期的な計画に基づきつつ、策定後3年間が経過していることを踏まえて方向性を修正し、これまでよりも積極的に、学園の教育内容とハードウェアの充実や、教育機関としてのアイデンティティの確立に取り組んでいくこととする。

以上の方向性を踏まえ、上で述べた教育理念の具現化を図るため、特に以下の4点の基本方針を掲げて事業を行う。

- ① 現代における女子教育の意義を明確にしなが、特に主体性・能動性を志向して、学園の教育理念である「人間になろう」を実現すべく、時代に合った人材育成を進めていく。
- ② 女子総合学園、女子総合大学のメリットを生かす一貫教育、連携教育を行い、教育並びに研究の充実を図る。
- ③ 健全な財政を樹立して経営の安定化を確保しつつ、学園の教育内容とハードウェアの充実や、教育機関としてのアイデンティティの確立などの、学園の魅力を向上させるための積極的な取組を推進する。
- ④ 教職員が協働することにより、一体感のある風通しの良い学園運営を行う。

2 学 園 に 関 す る 事 項

I. 設置する学校等の概要

椋山女学園大学・大学院

(令和5年4月1日現在)

椋山女学園大学 大学院	研究科・専攻等		入学定員	編入学定員	収容定員
	生活科学研究科	人間生活科学専攻（博士後期課程）	3	—	9
食品栄養科学専攻（修士課程）		6	—	12	
生活環境学専攻（修士課程）		6	—	12	
研究科計		15	—	33	
人間関係学研究科	人間関係学専攻（修士課程）	20	—	40	
現代マネジメント研究科	現代マネジメント専攻（修士課程）	5	—	10	
教育学研究科	教育学専攻（修士課程）	6	—	12	
合 計		46	—	95	

椋山女学園大学	学部・学科		入学定員	編入学定員		収容定員
				2年次	3年次	
生活科学部	管理栄養学科	120	—	—	480	
	生活環境デザイン学科	137	2	2	558	
	学部計	257	2	2	1,038	
国際コミュニケーション学部	国際言語コミュニケーション学科	115	—	10	480	
	表現文化学科	95	—	10	400	
	学部計	210	—	20	880	
人間関係学部	人間関係学科	100	—	2	404	
	心理学科	110	2	3	452	
	学部計	210	2	5	856	
文化情報学部	文化情報学科	120	—	2	484	
	メディア情報学科	100	—	2	404	
	学部計	220	—	4	888	
現代マネジメント学部	現代マネジメント学科	180	—	—	720	
教育学部	子ども発達学科	170	2	3	692	
看護学部	看護学科	100	—	—	400	
合 計		1,347	6	34	5,474	

栴山女学園高等学校、栴山女学園中学校、栴山女学園大学附属小学校、栴山女学園大学附属幼稚園、
栴山女学園大学附属栴山こども園、栴山女学園大学附属保育園

(令和5年4月1日現在)

学 校 等	収容定員
栴山女学園高等学校（全日制課程普通科）	1,200
栴山女学園中学校	900
栴山女学園大学附属小学校	480
栴山女学園大学附属幼稚園	290
栴山女学園大学附属栴山こども園	126
栴山女学園大学附属保育園	30

II. 沿革

- 明治38（1905）年 名古屋裁縫女学校開校
 大正 5（1916）年 栴山高等女学校併設設置認可
 大正 6（1917）年 栴山高等女学校開校
 大正12（1923）年 栴山第二高等女学校設立認可
 大正13（1924）年 栴山第二高等女学校を開校 栴山高等女学校は、栴山第一高等女学校と改称
 大正14（1925）年 名古屋裁縫女学校を栴山女学校と改称
 昭和 4（1929）年 財団法人栴山女学園認可、栴山女子専門学校設立認可
 昭和 5（1930）年 栴山女子専門学校開校
 昭和 6（1931）年 栴山第二高等女学校を栴山女子専門学校附属高等女学校と改称
 昭和12（1937）年 栴山女子商業学校開校（栴山女学校廃止）
 昭和17（1942）年 栴山女子専門学校附属幼稚園開園
 昭和22（1947）年 栴山中学校開校
 昭和23（1948）年 栴山第一高等女学校、栴山女子専門学校附属高等女学校、栴山女子商業学校を栴山女学園
 高等学校に組織変更 栴山中学校を栴山女学園中学校と改称
 昭和24（1949）年 栴山女学園大学（家政学部食物学科、被服学科）開学
 昭和25（1950）年 栴山女子専門学校附属幼稚園を栴山女学園大学附属幼稚園と改称
 昭和26（1951）年 学校法人栴山女学園に組織変更認可
 栴山女子専門学校廃止
 昭和27（1952）年 栴山女学園大学附属小学校開校
 昭和43（1968）年 栴山女学園大学家政学部食物学科専攻分離（食物学専攻、管理栄養士専攻）
 昭和44（1969）年 栴山女学園大学短期大学部（文学科）開学
 昭和47（1972）年 栴山女学園大学文学部（国文学科、英文学科）開設
 昭和52（1977）年 栴山女学園大学大学院家政学研究科（修士課程）開設
 昭和62（1987）年 栴山女学園大学人間関係学部（人間関係学科）開設
 栴山女学園総合クリエイティブセンター開設
 平成 2（1990）年 栴山女学園大学家政学部被服学科に住居学コースを増設
 平成 3（1991）年 栴山女学園大学家政学部を生活科学部に名称変更し、生活社会科学科を増設
 同学部食物学科を食品栄養学科に、被服学科を生活環境学科に、文学部英文学科を英語英
 米文学科にそれぞれ名称変更

平成 6 (1994) 年	椋山女学園大学家政学部食物学科管理栄養士専攻廃止
平成 7 (1995) 年	椋山女学園大学家政学部食物学科食物学専攻、同被服学科、文学部英文学科を廃止
平成 9 (1997) 年	椋山人間栄養学研究センター開設 (平成16年まで)
平成11 (1999) 年	椋山女学園大学大学院家政学研究科を生活科学研究科に、食物学専攻を食品栄養科学専攻に、被服学専攻を生活環境学専攻にそれぞれ名称変更、また文学部国文学科を日本語日本文学科に名称変更
平成12 (2000) 年	椋山女学園大学大学院人間関係学研究科 (修士課程) 開設 椋山女学園大学生生活科学部食品栄養学科専攻分離 (食品栄養学専攻、管理栄養士専攻) 椋山女学園大学文化情報学部 (文化情報学科) 開設
平成13 (2001) 年	椋山女学園大学短期大学部閉学 椋山女学園オープンカレッジセンター開設
平成14 (2002) 年	椋山女学園大学大学院生活科学研究科人間生活科学専攻 (博士後期課程) 増設 椋山女学園大学人間関係学部臨床心理学科増設
平成15 (2003) 年	椋山女学園大学生生活科学部生活環境学科を生活環境デザイン学科に名称変更 椋山女学園大学文学部日本語日本文学科及び英語英米文学科を国際コミュニケーション学部国際言語コミュニケーション学科及び表現文化学科に改組 椋山女学園大学生生活科学部生活社会科学科を現代マネジメント学部現代マネジメント学科に改組
平成17 (2005) 年	椋山女学園創立100周年 椋山女学園椋山人間学研究センター開設
平成19 (2007) 年	椋山女学園大学教育学部 (子ども発達学科) 開設 椋山女学園大学生生活科学部食品栄養学科を管理栄養学科に名称変更 椋山女学園大学人間関係学部臨床心理学科を心理学科に名称変更 椋山女学園大学生生活科学部生活社会科学科廃止 椋山女学園食育推進センター開設
平成21 (2009) 年	椋山女学園大学文学部廃止 椋山女学園歴史文化館開設
平成22 (2010) 年	椋山女学園大学看護学部 (看護学科) 開設
平成23 (2011) 年	椋山女学園大学文化情報学部メディア情報学科増設
平成25 (2013) 年	椋山女学園高等学校の収容定員の変更 椋山女学園大学附属小学校の収容定員の変更
平成26 (2014) 年	椋山女学園大学生生活科学部食品栄養学科及び人間関係学部臨床心理学科廃止 椋山女学園大学大学院現代マネジメント研究科 (修士課程) 開設 椋山女学園大学大学院教育学研究科 (修士課程) 開設
平成27 (2015) 年	椋山女学園大学附属保育園開園
平成31 (2019) 年	椋山女学園大学附属椋山こども園開園

III. 令和5年度の重点事項

1. 大学の3学部5学科の改組準備

国際コミュニケーション学部、人間関係学部及び文化情報学部の改組に係る準備委員会及び同準備室が中心となり、令和6年4月から、国際コミュニケーション学部 (国際言語コミュニケーション学科・表現文化学科) を外国語学部 (英語英米学科・国際教養学科) へ、人間関係学部人間関係学科を人間関係学部人間共生学科へ、文化情報学部 (文化情報学科・メディア情報学科) を情報社会学部 (情報デザイン学科・現代社会学科) へと改組するための準備を進めている。

この3学部5学科の設置届出に向けては、令和4年10月14日にその事前相談に必要な設置計画の概要を始めとした各種書類を提出した。その結果、外国語学部及び人間関係学部人間共生学科については、令和5年4月末に設置届出を、情報社会学部については、令和5年3月中旬に設置認可申請を行い、併せて寄附行為変更認可申請も同時期に行うこととなった。

令和5年度は、その事前相談以降、作成を進めてきた基本計画書や設置の趣旨等を始めとした提出書類の最終確認等万全な準備をし、令和5年6月末の上記2学部3学科の届出受理、8月末の上記1学部2学科の設置認可を目指す。また、令和4年度から改組学部において既に始めている学生募集に係る各種事項や施設設備・備品類の検討・整備、さらに、学部運営に必要な学内規準の制定等、新学部新学科の開設までに必要な諸事項の準備を進める。

2. 椋山女学園大学中長期計画に基づく大学改革を推進

大学では学長のリーダーシップの下、大学運営会議を中心に「椋山女学園大学中長期計画（2020年4月～2030年3月）」及び「椋山女学園大学改革アクションプラン」に基づく様々な教育改革を継続的に行ってきた。

令和5年度は、「椋山女学園大学中長期計画（2020年4月～2030年3月）」の第Ⅰ期（2020年4月～2023年3月）実施計画の検証により策定された第Ⅱ期（2023年4月～2027年3月）実施計画に基づき、「椋山女学園大学改革アクションプラン」や、ウィズコロナ下における、これまでの達成目標の未着手・継続項目への見直しと実行、加えて令和4年度実施の「自己点検・評価結果に基づく改善計画書」に示された行動計画に対する具体的な方策の実施にあたり、大学運営会議を中心に、各学部教育内容検討会議や各種委員会、事務局の関係部署等が連携協力しながら大学改革を更に加速させていく。

また、令和5年度は、令和2年度に受審した大学基準協会による第3期認証評価結果を踏まえ、改正した「椋山女学園大学の内部質保証に関する方針」により設置された内部質保証推進機構を中心に自己点検・評価を進める。さらに、令和6年7月末までに同協会に求められている改善報告書の提出に備え、指摘された問題点に関する提言（是正勧告及び改善課題）の中で改善が進んでいない事項については年度内に取り組む。加えて、大学における自己点検・評価の妥当性及び客観性の向上のための外部評価も計画的かつ継続的に実施する。その上で、各事業の推進・実行、評価及び計画を連動させるPDCAサイクルを恒常的に機能させる。

3. 新型コロナウイルス感染拡大防止に向けた取組

令和4年度は、各学校・園において、新型コロナウイルス感染症対策に関する様々な対応を実施しながらも、授業や保育内容、各種イベントを、より対面の割合を増やしながら実施した。

新型コロナウイルス感染症への対応については、長期的な対応が求められるが、コロナ禍をきっかけとして新たな方法を導入することも可能となった。令和5年度も、各学校・園において、基本的な感染対策は継続した上で、それぞれ教育・保育の工夫を予定している。大学では、対面授業を基本として実施していくとともに、多様なメディアの高度な利用方法についても検討を進めていく。高等学校・中学校では、全教室のWi-Fi化に伴い、生徒1人1台のデバイスによる対面学習とオンライン学習を両立させたハイブリッド学習の実施に向けた具体的な取組を行う。小学校では、コロナ禍の休校期間にICT機器の活用力が向上したことを生かして、対面授業時においても一人一台のiPadを効果的に利用していく。幼稚園では、感染症対策のため、毎朝「健康かんさつカード」を用いて園児の健康チェックを行うとともに、換気、室内清掃、おもちゃ等備品の消毒を定期的に行う。こども園・保育園においても、衛生管理・換気、登降園の送迎、健康管理、行事、来園者への対応など、安心・安全な教育・保育が提供できるよう、それぞれの場面に応じた対策を講じていく。

学園全体では、学生・生徒・児童・園児及び学園関係者の健康・安全を第一に考えながら、学びや体験活動の機会確保のため、迅速かつ適切な対策を講じ、学校等における感染及びその拡大のリスクを低減した上で、学校運営を継続していく。

IV. 事務局

1. 学園の社会的責任

本学園は、いつの時代も社会が求める教育を実践し、保育園から大学・大学院までを有する、女子総合学園として発展してきた。今後も、人材の育成及び学術研究の発展という、教育研究機関としての役割と社会的責任を常に自覚し、教育研究活動の改善と充実のために、不断の努力を続けることはもとより、安定した財政の下での運営、適切な情報開示等により、学園の質の保証と向上を図ることを重要な課題として位置付ける。

(1) 教育の内部質保証のための取組

我が国における教育の振興に関する総合計画である第3期教育振興基本計画（平成30年度～令和4年度）等により、教育行政の基本的方向性は明確に打ち出されており、本学園も、これらに基づき、幼児教育の充実、質の高い学びを実現する教育環境の整備、各学校段階における継続的なPDC Aサイクルの確立等に必要な体制の整備を進めていく。

特に、大学においては、平成30年11月の中央教育審議会による答申「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン」等にもみられるように、より高度な質の転換や教育の質保証が求められている。令和2年度の大学評価結果の改善課題として「内部質保証推進に責任を負う組織として「大学運営会議」を設けているが、「大学協議会」「大学院委員会」との権限や役割分担が運用上明確ではない。」との指摘を受け、令和4年3月に「内部質保証に関する方針」及び内部質保証体制の見直しを行い、内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織として内部質保証推進機構を新たに設け、機構の下に全学自己点検委員会と全学自己評価委員会を設置した。令和5年度も引き続き、新たな内部質保証体制の下でPDC Aサイクルを確立していく。

また、各学校・園間における連携協力関係を更に深め、0歳児から大学院生までが集う総合学園の強みを活かした教育研究活動を推進するための教育環境及び組織体制の整備を継続して行っていく。

(2) 情報公開の取組

財務情報や教育情報等を始めとする本学園の情報については、これまでもWebサイト等で積極的に情報開示を進めてきた。大学においては、大学ポータルを活用し、積極的に教育情報を公表している。令和4年度は、引き続き、学園、各学校・園のWebサイトや大学ポータル、その他各種媒体を活用して積極的かつ分かりやすく学園の情報を開示し、より多くの方に学園の教育研究活動に対する理解を深めてもらうことで、社会への説明責任を果たしていく。

(3) 法令遵守の取組

本学園では、法令等に基づく適切な管理運営を行うため、規程類の整備に努めている。

今後も関係法令の改正及び学内外の教育環境の変化に迅速かつ適切に対応するとともに、学園構成員が常に高い倫理観に基づき行動することができるよう諸規程の整備を図り、学園内の体制を整備していく。

2. IRに関する取組

本学園にはIR（Institutional Research）機能があり、事務局各課に配置したIR室員から成る企画広報部IR室を設置している。令和4年度は、令和3年度に引き続きIR研修をオンラインで開催し、大学IRレポートのデータ更新を行った。令和5年度は、各部署の保有するデータの整備、蓄積、共有化を進め、IRシステムを組織的に構築し、大学運営に反映させる。そのため全職員がIR感覚を身に付け、客観的根拠に基づき考え、行動できるよう、大学IR室と合同でIR研修等を実施する。

教職協働の大学IR室では、主に教育の内部質保証に関するデータ（教育IR）の分析に当たっている。令和5年度は、大学教育及び大学生活の効果測定の指標ともなる「卒業時学生総合満足度調査」継続実施し、分析結果を大学運営会議等関係会議に提示していく。また、企画広報部IR室とも連携して大学経営に資するIRを目指し、室員の知識、スキルを高めるため、先進大学の視察やIRの専門家を招いたIR研修を実施する。

3. 人事・労務に関する計画

(1) 労務管理の適正化・効率化

勤務時間の適正管理に向けて事務職員を対象としたタイムレコーダーでの勤怠の実証が遅れているが、引き続き検証を行い、勤怠管理の新たな制度を確立する。

さらに、届出書類のオンラインでの提出など、業務の効率化の検討を進める。

(2) 人材育成及びSDの推進

令和4年度のSD（Staff Development）研修会については、「業務の効率化～RPAって何？～」をテーマに実施した。令和5年度のSD研修会については、令和3年度以降のSD研修計画に基づき実施する。

そのほか、事務局SD委員会と大学FD委員会との連携、SD研修会の開催、学外の研修会への教職員の派遣及びZoom等で参加の促進やeラーニングを活用した時間や場所にとらわれない学びにより、多様化、専門化する課題に対応するための事務職員の人材育成を行う。

(3) 法令遵守及び就業環境の改善

令和4年度は、改正育児・介護休業法に基づく就業規則等の改正を行った。今後は、男性の育児休業取得を含めて、対象者への説明を丁寧に行っていく。また、法令等の改正については順次対応する。

(4) ハラスメント防止・対策

令和4年度は、Zoom配信による学園共通の内容で学園ハラスメント防止講演会を開催した。令和5年度の講演会について、教職員からの要望を参考にして、学園ハラスメント防止・対策委員会等で検討し、タイムリーな内容で開催できるようにする。

また、ハラスメント相談窓口及び相談員を配置し、担当者への研修を行う。特に窓口担当者の資質向上を図る。

(5) 教職員の心と身体 の健康促進

令和4年度のストレスチェックの受診率は微減であった。令和5年度は、ストレスチェックの受診率の向上のため、その必要性や受診結果の活用について引き続き啓発していく。特に、1年間、回数制限なくストレスチェックを受診することが可能であることを周知し、日頃の自身の現状を把握することを推奨していく。

(6) 人材確保の促進

特に、幼稚園、こども園並びに保育園において、ハローワークでの求人活動が困難となっている状況に鑑み、各学校・園での採用活動について支援を行う。

4. 広報活動計画

本学園の広報活動では、媒体選定において、ターゲットとなるステークホルダーに、本学からの情報が確実に届くかを重視している。予算的な制約もあり、数多くの媒体を利用できないが、最適な媒体を選定し、また、複数の媒体を合わせて、その相乗で効果的な結果が出るよう工夫している。そのため、広告の効果測定は重要な指標である。予算執行に当たっては、広報予算は有限であり、令和5年度においても、広報費の有効な執行に努めたい。

令和4年度は、コロナ禍のため行事開催が見通せなかった令和3年度と異なり、各種行事が感染対策を行った上で、開催された。開催が見通せる令和5年度においては、媒体の選定を行った上で、告知を実施していく。とりわけ行事告知についてはSNSにおいても実施していく。新聞、Web、SNSなど媒体によってメインの受け手が異なるので、こうしたことを考慮し実施したい。

令和5年度は、令和6年度に実施される学部改組、Webリニューアルの準備期間となる。また、令和4年度に開始した企業と協働でのブランディングを各媒体に反映していく実質化の期間でもある。本学園及び各学校のWebサイトのリニューアルを計画しており、令和4年度に制作会社を選定した。令和5年度には具体的に制作に着手し、確実な公開を目指す。併せて新しいWebサイトで活用する動画の制作も進めていく。また、ブランディングで策定した新しいコミュニケーションマーク、タグラインの浸透及びリサーチ結果、統合分析に基づく広報戦略策定を大学広報戦略WGで行っていく。

このほか、学生募集のDMの見直し、雑誌広告の掲載内容の充実、SNS広告の安定的な運用など急速に変化している学生の募集環境に対応するため、媒体の見直しを進め、必要に応じて入替えを進めていく。

学園広報では、社会に常に意識されている動きが学園及び各学校にあり、教育という学園本来の機能が常に活性化されているというイメージを形成していくという到達点は変更しないが、その上で細部にまで検討を加えることで教育の上質さを醸していきたい。このほか、大学と併設の高等学校との間で、学園の一貫教育を促進し強化する目的で、併設の高等学校向けパンフレットの作成や高校新3年生宛のDM発送を継続する。

各学校の広報では、各学校が毎年、志願者を新規に開拓し、出願者とすることが目的になる。同時に、合格者から入学者への定着率を上げていくことも目指している。受験者が出願する学校を決定する情報は、学校案内、学園の各Webサイト、オープンスクールやオープンキャンパスで提供されている。このうち、大学案内はこれまでのデザインを一新することを計画している。学部改組を控えており、椋山女学園大学が変わっていくことに広く興味を持ってもらうことを目的に、多くのファン層の獲得を目指しているが、上記のとおり令和5年度は大学案内、Webサイト及びDMなどの刷新とイメージの統一を図り、上記目的を達成したい。

広報の効果測定においては、これを志願者獲得や学園及び各学校のイメージアップにつなげていくため、本学のWebサイトへ利用者を誘導する仕掛けや仕組み作りについて、ログ解析による検証も継続する。

各学校にはそれぞれターゲットとする志願者層とエリアがある。広報効果を最大限生かせるよう、他部署とも連携していく。また、メディア等が行う各種ランキングでの評価の向上を目指す。

5. 施設設備計画

令和4年度は、大規模修繕、防災対策を計画どおりに実施し、また、省エネルギー対策も進めた。中長期キャンパス整備計画については、ファシリティマネジメントに基づく各建物・施設などの調査に基づき、空調機更新工事などの施設設備の整備を行っている。

令和5年度は、大規模修繕、中長期キャンパス整備計画、防災対策、省エネルギー対策を以下のとおり実施する。

(1) 大規模修繕

令和4年度に実施できなかった工事に加え、ファシリティマネジメント中期計画に基づき、以下の工事を実施する。

①設備更新

老朽化により効率が悪くなった空調設備、給排水設備及び照明設備を更新することで、省エネ効果による公共料金や環境負荷の低減を見込む。空調設備では、製造年月、運転時間などを考慮して優先順位付けし、空調機をエネルギー効率に優れた設備に更新する。排水設備では、老朽化が進んでいる教育学部棟A・B棟系統外部污水配管修繕工事を実施することにより設備維持を行う。照明設備では、生活科学部棟の講義室を中心にLED化することで省エネ・長寿命・地球環境への配慮を行う。

②外壁・漏水改修

クリプトメリア館屋上防水改修工事、日進キャンパス3号棟図書館防水更新工事を実施する。また、各キャンパスの外壁塗装などを行うことにより施設維持、美観の回復を行う。

(2) 中長期キャンパス整備計画

令和5年度も引き続き、星が丘キャンパスの建物の将来配置と各建物の仕様を構想していく。また、策定した中期計画の見直しを行うとともに、長期の建物修繕・長寿命化計画の策定及び建て替え時期の見極めを行う。

(3) 防災対策

保育園から大学・大学院までを有し、3つのキャンパスに分かれていることから、災害時には学園全体として機能するように体系的な対策を準備する必要がある。令和5年度は、以下の2点を実施する。

①震災対策

各建物における非構造部材の耐震診断の結果を基に、計画的な耐震改修を継続して実施する。

②災害時用の備蓄品・非常食の整備

計画をもとに、令和5年度も継続的に備蓄、整備を進める。

(4) 省エネルギー対策

省エネ法により、学園が「特定事業者」に、星が丘キャンパスが「第二種エネルギー工場等」に指定され、「電気、

ガスのエネルギー消費原単位を中長期的にみて年平均1%以上低減」という目標が課されていることから、継続的な取組が求められる。そのため、省エネ設備への計画的な更新とエネルギー消費実態の把握に加え、専門業者の知見を積極的に活用していくことで、継続的な省エネ活動を推進していく。また、日進キャンパスについても、エネルギー管理システム(EMS)による空調制御を活用し、導入前と比較して10%以上の省エネ化を目指す。

6. 財務計画

学園の財政状況は、日本私立学校振興・共済事業団の示す「定量的な経営判断指標に基づく経営状態の区分」によれば、A3と正常状態の最下位となっている。令和4年度事業活動収支予算においては、基本金組入前当年度収支差額は、予算段階ではあるがマイナスとなっている。そしてコロナ禍による影響は、いまだ先行きが見通せず、学園のみならず世界全体に今後どのような影響があるのかは未知数である。そのような状況の中、老朽化した建物の計画的な保全、建物の耐震対応、及び省エネ施策での施設改修にかかる資金を要するのに加え、少子化が進む中、学園全体で学生募集はますます困難となっており、今後の収支は予断を許さない状況にある。

継続的な施設設備の保全は、重要性、緊急性を優先して毎年予算を一定額確保した上で計画的に行っているものの、大規模な改修等に伴う支出を勘案すると、少なくとも100億円が必要となると試算される。また、新型コロナウイルス感染症対策等に要する経費も必要となってくる。

収入においては、令和4年度に大学の7学部のうち5学部で入学定員に満たない状況が発生し、大学の納付金等に依存する経営はますます難しくなっている。大学の収入超過で、幼稚園、こども園から高等学校までの支出超過を賄うことが厳しくなっていくことは必至であり、幼稚園、こども園から高等学校までにおいても教育面のみならず運営面の更なる改善が急務である。

こうした状況下で、令和5年度は引き続き、学園の基本方針に基づく積極的な経営に即する事業、各部門の事業計画に基づく計画的な施設設備の改修事業を重視する中で、厳選して予算の編成を行う。特に、教育の内部質保証への対応や南海トラフ巨大地震を想定した防災・減災への対応、新型コロナウイルス感染症対策やその状況下での教育の内部質保証への対応を行いつつ、将来必要となる校舎等建替整備に備えるための資金を確保する。

また、各学校等においては、新規事業として掲げる事業の精選及び継続事業として掲げる事業の仕分を実施し、物品の安易な買替えや浪費といった元費の削減になお一層努めるほか、各部門の経常費についても配付方法の見直しを更に推し進める必要がある。

なお、①教育改革に要する経費、②一貫教育・連携教育に要する経費、③学園の発展・財政基盤の確立に積極かつ直接に寄与する企画に伴う経費、④学生生徒等の安全対策に要する経費を含め、学園として必要と認められる事業は、厳選して理事長裁定とするほか、補助金対象事業、寄付による事業、受託事業、収益を伴う事業及び科学研究費助成事業間接経費等の外部資金を前提とする事業については、別枠として裁定し予算措置するものとする。

寄付金事業としては、在学生、職員、卒業生その他一般を対象とした「相山女学園教育振興基金」及び書籍の買い取り金額が本学への寄付となり、全額を本学学生の奨学金として役立つ学生支援プロジェクトとしての「相山女学園大学古本募金」の募集を継続するほか、学園の施設設備の拡充及び教育研究の充実に資することを目的とする「施設整備・教育研究充実のための寄付金」についても、入学後の新入学生の保護者に対して継続して依頼する。寄付者に対する説明責任を果たすためにも、寄付金による事業の実施状況を公開し、更なる理解と協力を呼びかけていく。なお、令和4年度までの寄付金を原資として、令和5年度も引き続き施設設備・教育充実事業を実施する。そのほか、学園同窓会との連携による奨学金や、施設設備等の充実に目的とした同窓生からの寄付の募集及び遺贈の呼びかけを継続していくことで、寄付金収入の充実に図る。

V. 保育園

1. 令和5年度の基本方針

保育園は、子どもが生涯にわたる人間形成にとって極めて重要な時期に、その生活時間の大半を過ごす場である。この状況を踏まえ、子ども一人ひとりを大切に、子どもも保護者も安心できる保育園を目指すとともに、地域の子育て

支援の場となるよう努めていく。

令和5年度も本学園の教育理念「人間になろう」に基づいて、人間形成の基礎を培い、乳児の健やかな成長にふさわしい環境を整えて、子どもの心身の発達を助長することを目指し、次の保育方針に基づいた保育を展開する。

- ①健康な心と体（よく食べ、よく眠り、生き生きと遊べる子どもに育てる。）
- ②人間関係（人との関わりの中で、人に対する愛情と信頼感を持つ子どもに育てる。）
- ③自己発揮（様々な体験を通して、興味や関心を持つ子どもに育てる。）
- ④豊かな心の育ち（保育士との信頼関係のもと思いやりの心を持つ子どもに育てる。）

新型コロナウイルス感染拡大防止については、安全な教育・保育が提供できるよう対策を講じていく。

2. 保育目標

(1) 各年齢の目標

- ①0歳児の目標
 - ・生理的欲求が満たされ、安心して過ごす。
 - ・遊びを通して五感の発達が育まれる。
- ②1歳児の目標
 - ・安定した生活の中で基本的な生活習慣の獲得を目指す。
 - ・一人遊びや探索活動を十分に楽しむ。
- ③2歳児の目標
 - ・基本的な生活習慣の確立を目指す。
 - ・保育士等の仲立ちにより、ほかの子どもとの関わり方を少しずつ体験的に身に付ける。

(2) 保育の内容

①養護【生命の保持】

- (ア)0歳児のねらい
 - ・保健的で安心・安全な環境の中で、適切な援助や応答的な関わりを通じて、人への基本的信頼関係が芽生えていくようにする。
 - ・子どもの発達過程に応じた生活リズムを作る。
- (イ)1歳児のねらい
 - ・保健的で安心・安全な環境の中で、生理的欲求が十分に満たされ、快適に生活できるようにする。
- (ロ)2歳児のねらい
 - ・保健的で安心・安全な環境の中で、生理的欲求が十分に満たされるようにする。

②養護【情緒の安定】

- (ア)0歳児のねらい
 - ・保育士等に見守られながら、安心・安定した生活を送ることができる環境を整える。
- (イ)1歳児のねらい
 - ・一人ひとりの子どもが安心感をもって過ごせるようにする。
- (ロ)2歳児のねらい
 - ・保育士等との安定した信頼関係のもとで子どもが自分の気持ちを表現できるように見守る。

③教育【健康】

- (ア)0歳児のねらい
 - ・食欲、睡眠、排泄等の生理的欲求が満たされ、快適に過ごす。
- (イ)1歳児のねらい
 - ・安全でゆったりとした環境の中で、身体を十分に動かしたり、手指を使ったりした遊びを楽しむ。
 - ・身の回りの簡単なことを自分でしようとする。
- (ロ)2歳児のねらい
 - ・戸外で十分に身体を動かし、遊具や用具を使った簡単な運動遊びを行う。
 - ・身の回りのことを自分でしようとする。

④教育【人間関係】

- (ア)0歳児のねらい
 - ・身近な保育士等のもとで基本的信頼感が育つ。
- (イ)1歳児のねらい
 - ・保育士等や友達に関心を持ち、模倣をして遊んだり、自分から関わったりする。
- (ロ)2歳児のねらい
 - ・友達との関わりを通して簡単な約束があることを知る。

⑤教育【環境】

- (ア)0歳児のねらい
 - ・安心できる人的、物的、自然環境のもとで五感の働きが豊かになる。
- (イ)1歳児のねらい
 - ・安心できる環境の中で探索活動を存分に楽しみ、外界に対する興味や関心を持つ。
- (ロ)2歳児のねらい
 - ・自然と触れ合う中で好奇心や探求心が芽生える。

⑥教育【言葉】

- (f) 0歳児のねらい ・優しく語りかけてもらい、発声や喃語に応答してもらうことで、発語の意欲が育つ。
- (g) 1歳児のねらい ・日常生活に必要な言葉がわかり、言葉で気持ちを表そうとする。
- (h) 2歳児のねらい ・生活や遊びの中で自分のしたいこと、してほしいことを言葉で表す。

⑦教育【表現】

- (f) 0歳児のねらい ・保育士等の声や表情に安心感を覚え、快、不快感を表現し欲求を表す。
- (g) 1歳児のねらい ・歌、手遊び等を模倣しながら、のびのびと表現し楽しむ。
- (h) 2歳児のねらい ・みたくて、つもり遊びによって互いにイメージを共有し合い、ごっこ遊びを楽しむ。

⑧食育

- (f) 0歳児のねらい ・離乳を進め様々な食べ物に慣れることで、食べる意欲が育つ。
- (g) 1歳児のねらい ・楽しい活動の中で、空腹感を感じ自分で進んで食べようとする。
- (h) 2歳児のねらい ・食事に必要な習慣を知り、友達と一緒に食べる楽しさを味わう。

3. 保護者及び地域との連携

- (1) 保育士は園児の登降園時に子どもの様子を連絡する。
- (2) 連絡帳を通して保育園での子どもの様子が保護者に伝わるようにする。
- (3) 毎日のクラス保育の様子が掲示板で保護者に伝わるようにする。
- (4) 年間行事予定表を前年度末に保護者に配付し、保育園行事には積極的に参加してもらえるようにする。
- (5) 園だより、クラスだより、保健だよりを毎月発行・配付し、子どもの様子や成長が伝わるようにする。
- (6) クラス懇談会、保育参加、個人懇談会を実施し、保育士と保護者との連携、保護者間の交流を深める機会とする。
- (7) 保護者会と連携・協力し子どもの育ちを支える。
- (8) Webサイトを活用して、保育の様子を写真等で伝える。
- (9) メールシステムにより緊急連絡等を行う。
- (10) 保育園見学者を火曜日から木曜日までの間で受け入れる。
- (11) 地域の子育て支援の場に職員を派遣する。
- (12) 地域に子育て支援の場を提供する機会を持ち、保育園の社会的役割を果たす。
- (13) 園庭開放日（さくらんぼちゃんのおにわ）を設定し、地域の子育て支援・保護者支援の一助を担う。
- (14) 区役所、保健センター、民生委員、主任児童委員等との連携を図り、地域に根差していく。

4. 安全対策

- (1) 月に一度の避難訓練、隔月の危機管理訓練、半年に一度の不審者対応訓練、年に一度の防災訓練を実施し、職員は、緊急時に冷静に対応し、子どもの生命を守ることができるようにする。
 - ①園児への安全指導
 - ②保護者への説明・共有
- (2) 日常の安全点検は自主点検表に従って行う。
- (3) 保育室、トイレ等の清掃はこまめに行い、玩具、砂場等の消毒は適時実施し、感染症対策をする。
- (4) 新型コロナウイルス感染症対策を行う。
 - ①衛生管理・換気について
 - ・園舎内の消毒をする。
 - ・玄関にアルコール消毒液を設置する。
 - ・各保育室前室に自動手指消毒器を設置する。
 - ・入室時に石鹸での手洗いをする。（1・2歳児）
 - ・保育室・職員室の窓を常時開けて換気をする。
 - ・各保育室に空気清浄機、加湿器を設置する。

②登降園時の送迎について

- ・玄関にサーマルカメラを設置し、検温する。(保護者)
- ・マスクを着用する。(保護者)

③園児の健康管理について

- ・自宅での検温・記録を行う。
- ・保育中の健康状態の把握を行う。
- ・毎朝、看護師による視診及び検温を行う。

④行事について

- ・状況に応じて規模の縮小や内容の変更を行い実施する。
- ・動画配信を活用する。

⑤職員の健康管理について

- ・検温、体調チェック、マスク着用、手洗い、アルコールの手指消毒、ペーパータオルの使用を徹底する。
- ・職員室に飛沫防止パーテーションを設置する。

⑥実習生の受入れについて

- ・大学との連携のもと安全策を講じた上で実施する。

⑦来園者（業者、園見学等）について

- ・玄関での検温及び手指消毒の徹底、マスク着用を徹底する。
- ・園見学者の人数を制限する。

5. 職員計画

- (1) 保育理念、保育方針、保育目標に基づき、全体的な計画、年間、月間、週の指導計画を作成し、評価・反省を行い、児童福祉の増進を図る。
- (2) 研修計画に基づき、名古屋市子ども青少年局保育運営課主催の研修、名古屋保育士会研修、名私保育士会研修等、外部の研修に積極的に職員を派遣し、情報を共有する。また、園内研修を実施するなどして保育士の人間性と専門性を高めるなど保育の質の向上を図り、保育内容の充実を目指す。
- (3) 併設のこども園・保育園で合同研修を実施し、互いに共通理解を図る。
- (4) 役割分担及び責任体制は、保育園の定めのとおりとするが、常に協調と連携を密にし、円滑な保育園運営を行う。

6. 併設学校・園との連携

- (1) 併設のこども園、幼稚園との連携を図りながら、よりよい保育を目指す。
- (2) 保育園から併設のこども園への入園優先枠は数名程度確保される。
- (3) 併設大学からの保育ボランティアや保育実習生を受け入れ、併設の小学校、中学校、高等学校については次世代育成支援のための学びの場を提供する。

7. 園児募集計画

- (1) 本園の特徴の広報・発信
事務局広報課と連携しながら、Webサイトを充実させ、保育内容を発信する。
- (2) 見学者の受入れ
受入れは、火曜日から木曜日までの間とし、保育園の生活や保育方針等の説明を行う。

VI. センター等

1. オープンカレッジセンター

オープンカレッジセンターでは、学園の有する人材及び施設・設備等の資源を活用して「梶山オープンカレッジ」事業を実施し、在学生の資格検定の対策支援のほか、一般の方に広く生涯学習の機会を提供し、社会に貢献している。

令和4年度はカレッジ独自講座7講座、キャリアアップ講座4・5講座を開設した。コロナ禍ではあったが感染症対策を行いつつ、オンデマンド方式による欠席者へのフォローなど新たなサービスを受講生へ提供し始めた。講座の募集方法として、榊山オープンカレッジのリーフレットを制作し、会員及び資料請求者に配付し、Webサイトを中心とした広報に努めた。

令和5年度は、令和4年度の開講方針を維持し、コロナ禍での開講として大学の開講方針に倣いながら受講生からのニーズの高い講座を中心に実施していく。

なお、榊山オープンカレッジにおける収支決算報告は、例年、社会連携センターを経て理事会で行っている。

2. 学園情報センター

学園情報センターでは、クラウド活用を中心に据えた中長期計画を立案し、情報通信技術（ICT）を利活用した学生の自主学修や教員による教育研究活動を学園内外で支援する各種環境整備を行っている。

(1) ユーザー利用環境の整備

パソコン等の利用環境を順次整備し安定した環境を提供している。また、毎年度、機器の高性能化、配置の最適化、サービス・ソフトウェア・コンテンツの拡充に努めている。

令和4年度は、生活科学部クリプトメリア館にて、CAD、CGを主とした講義に用いる性能重視のパソコン整備、高・中図書館の閲覧検索用パソコンの更新を行った。また、AVD（Azure Virtual Desktop）による仮想デスクトップの検証を引き続き実施し、実際に使用できる状態まで準備を進めた。ソフトウェア関連では、ライセンス許諾内容の変更に合わせて、教職員が利用していた、全てのOffice Professional Plusを、Microsoft 365 apps for Enterpriseへ切り替えた。

令和5年度の更新では、高・中図書館の検索用パソコンの更新を行う。

(2) クラウド・サーバ・ネットワーク環境の整備

中長期計画に基づき、パブリッククラウドの利用拡充、サーバ機器の統廃合によるデータセンターへの集約を進めるとともに、ネットワークの大容量、高速通信環境への整備に努める。

令和4年度は、星が丘キャンパス設置のサーバ機器を廃止し、データセンターへ集約した。また、ネットワークでは、星が丘無線LAN端末の接続可能台数拡充、各キャンパスでのアクセスポイント増設、メーカーサポート終了のネットワーク機器、VoIPアダプタの更新を行った。

令和5年度は、星が丘キャンパスのネットワーク中枢と各棟を接続するネットワークスイッチ群を更新することに加え、ネットワーク監視システムの更新を実施する。

また、学園情報センター業務のアウトソーシングについては、令和5年度もこれまでの体制を継続する。

(3) 情報セキュリティ対策の向上

ID保護を最優先にシステム整備を進めるとともに、セキュリティ機能の活用方法を周知徹底することでサービスが安全に利用されるように努め、監視対応の強化を行っている。

令和4年度は、学園Webサーバ、仮想サーバを最新化することで、脆弱性への対応を実施した。

令和5年度は、多要素認証を強制化したMicrosoft Azure Active Directoryへ認証基盤を統合することによるID保護の更なる充実、仮想サーバ等の最新化を進める。

3. 榊山人間学研究センター

榊山人間学研究センターには、現在、①プロジェクト調査・研究活動、②人間講座の開催、③榊山フォーラムの開催、④年誌『榊山人間学研究』の発行という4つの事業がある。

令和5年度のプロジェクト調査・研究活動としては、5つのプロジェクト（①総合人間論、②環境と人間、③女性論、④子どもの発達をつなぐ、⑤プログラミング教育）及び公募プロジェクトの実施を計画している。プロジェクトの研究成果は活動報告会で発表され、年誌『榊山人間学研究』にも掲載し、公表している。令和5年度も各プロジェクトの調査・研究活動を継続させ、より深化した研究成果を学内外に還元しながら進めていく。

人間講座は、公開講座として開催することで、本学の教育理念「人間になろう」を学内外に発信している。令和4年度は、コロナ禍のためオンデマンドによる配信として「動物園を考える」をテーマに開催したが、令和5年度は、社会情勢や参加者の意見を鑑みながら4回程度開催する。

栢山フォーラムは、学外の著名な研究者を招へいし、栢山人間学研究センター主催としては年1回開催している。様々な専門分野の知見を得ることで本センターの研究活動の進展や学外とのネットワークの広がりによる研究活動の活性化を図り、名古屋市を始めとした近隣の地区のみならず広く広報活動を行うとともに、一般公開することによって社会貢献を図るものである。令和4年度の第46回栢山フォーラム「古代ギリシャ哲学における人間の生と死」は、コロナ禍のためオンデマンド配信により開催した。令和5年度も本センターが「知の拠点」となるに相応しい内容で講演会を行う。

年誌『栢山人間学研究』は、本センターの紀要として発行し、その掲載内容は、各プロジェクトの活動、人間講座、栢山フォーラムの開催報告等をまとめたものであり、学内外に向けて、本センターWebサイト上で公開している。令和5年度も引き続き、年度末に第19号を発行する。

4. 食育推進センター

食育推進センターには、①食育に関する講演会の開催、②学園内飲食施設との連携及び支援、③食育に関する事業の企画、立案及び実施、④食育関連事業への支援、⑤食育に関する研究という5つの事業がある。

令和4年度は、新型コロナウイルス感染症の感染状況の悪化により、栢山フォーラム（第15回栢山女学園食育推進センター講演会）を、予定していた対面形式をオンデマンド映像配信によるオンライン講演会に変更して実施したことを始めとして、学園内飲食施設との連携及び支援、食育に関する事業、外部諸団体等への食育関連事業の支援など、コロナ禍でもできる活動について感染対策をとりながら行った。

令和5年度は、大学からこども園までの全学校種と保育園において、3年毎の『食』に関する実態調査を実施し、その調査結果や令和4年度に実施した食環境整備の効果・改善に向けた研究の結果を踏まえ、一層効果的な食育活動を行う。

さらに、社会貢献の一環として、令和5年度の栢山フォーラムの計画以外に、東海農政局等自治体・企業が開催する食育関連事業への企画協力、講演会への講師派遣等について、新型コロナウイルス感染症の感染状況をみながら実施できるものを検討して行う。また、センターのWebサイトの運用や「栢山食育通信（第15号）」の発行など、センターの取組や食育に関する情報を広く発信する場を更に充実させる。

5. 歴史文化館

歴史文化館では、基本方針として「学園の広報」「自校教育」の2本柱を掲げている。

(1) 令和4年度は、コロナ禍での「自校教育」を推進するため、大学1年生全員を対象とした「人間論（自校史）」の授業で、小冊子「栢山女学園のあゆみ」の配付とDVD「栢山女学園のあゆみ」の映像データを歴史文化館のWebサイトから配信した。また、例年実施している歴史文化館見学の受入れについては、密を防ぐため館内滞在時間は40分ごとに最多20名までの入館事前予約として対応した。令和5年度の授業等においては、引き続きDVD及び歴史文化館Webサイトを積極的に活用し、自校教育の更なる普及を図る。また、令和4年度からは、学生サポーター制度を導入し、学生サポーターが自校史を説明するなど来館した在学生が学園の歴史と文化をより深く学べるような工夫を行った。令和5年度も同様に学生サポーターを活用する。

(2) 歴史文化館では、これまで授業等を通じての来館者がほとんどであり、日常的な来館者は少ない状況である。令和5年度は、引き続き新型コロナウイルス感染症対策を行う一方、掲示物、学生支援システム（S*m*a*p）、Webサイト及びマスコミリリース等を活用したPRを行い、日常的な来館者を増やすための方策を継続する。

(3) 令和4年度は、文化展示室企画展として、「寄贈品展－思い出の回廊－」及び「室町時代物語と昔話」を開催した。令和5年度は、館蔵品を中心とした展示や卒業生及び教職員の研究発表や作品展示等の企画展を予定する。また、大学の行事・授業・クラブ等の発表の場として活用することも検討する。

(4) 歴史文化館の歴史展示室については、展示方法を見直し、これまでの展示物を活かしながらリニューアルを検討

する。

- (5) 併設の中学校・高等学校の山添展示室については、常時展示物の見直し等を検討し、展示内容の充実を図る。
- (6) 歴史文化館で保管する資料については、令和5年度も引き続き整理を行い、データベース化を進めていく。また、データベース化に伴う館蔵品を紹介するための新たな活用法を探る。
- (7) 歴史文化館では、大学の学芸員養成のための博物館学内実習のうち1回分の実習を担当しており、学芸員養成の一翼を担っている。令和5年度も学芸員課程からの要請があれば、積極的に博物館実習生を受け入れる。
- (8) 歴史文化館の活動を周知するため、開館以来、年2回程度「歴史文化館ニュース」の発行を続けている。令和5年度も引き続き「歴史文化館ニュース」を発行し、歴史文化館の活動等を周知する。
- (9) 例年、学外からの問合せや資料提供依頼に応じているが、令和5年度も学外施設での展示会開催の協力とともに積極的に対応する。

3 梶山女学園大学に関する事項

I. 中長期計画

1. 梶山女学園大学中長期計画

梶山女学園大学は、1905年に創設された梶山女学園の伝統と教育理念「人間になろう」の下、女子教育の先駆者として、多彩な人材を育成してきた。本学の教育は、ここで学ぶ女性が時代の変化とともに自身の役割を見据え、創造し獲得した知を活かし、人を大切にし、人と支えあい、自らががんばれる人となることを目指す。

本学はこのような教育理念に基づき教育を進め、学術研究を究め、地域社会における評価を一層高めていく。さらに、少子化の潮流の中で社会に求められる女子大学として輝いていくために、入試改革、教育組織の再編、人材と施設の有効的利活用、社会、特に高校生に対する広報の在り方、グローバル教育、大学ガバナンス体制の改善等を常に模索していく。

令和2年度からは、平成31年1月に策定した「梶山女学園大学中長期計画（2020年4月～2030年3月）」の下で、女性のライフステージを意識し、「トータルライフデザイン」を主導コンセプトとして教育研究を展開し、これまで以上に受験生から選ばれ、社会から信頼されることを目標とした大学改革を推進している。

中長期計画は、実施計画を第Ⅰ期から第Ⅲ期までの3期に分け、それぞれの年度において達成目標を定めている。令和4年度は実施計画第Ⅰ期の最終年度として、期間内の達成状況や環境の変化を検証した上で、第Ⅱ期に向けて必要な修正や計画の見直しを実施した。令和5年度は新たに加筆・修正を行った第Ⅱ期の初年度として、具体的な目標を定めたアクションプランに基づき、改革を推進していく。

I. 教育内容の充実

学生が主体的に学ぶ姿勢を醸成し、成長を実感できる教育を行い、主体的・対話的で深い学びを実現する。

①教養教育科目等の充実、②柔軟な学部教育、③ジェンダー教育の推進、④食育の推進、⑤教員の研究を促進する体制の整備、⑥教育の内部質保証、⑦大学院教育の充実

II. 学修支援

学生の多様なニーズに応じた学修支援を行い、教育効果を高めるとともに、学生が学修を深めることができる環境を整える。

①学修ポートフォリオの再整備、②学生の主体的な学修のサポート、③きめの細かい指導体制の確立、④アクティブ・ラーニングの活用、⑤図書館機能の充実、⑥ICTの活用

III. 学生生活

学生間、学生と教職員など、学内コミュニケーションの一層の充実を図り、必要なサポートがすぐに得られる安心・安全で健康的なキャンパスライフを実現する。

①快適な学生生活環境の提供、②学生サポートの充実、③経済的苦境にある学生の支援、④可能性を広げる機会の提供、⑤ハラスメントのないキャンパス実現に向けた取組の強化、⑥安心・安全を生む危機管理体制の整備

IV. キャリア支援

学生が就職、進学など進路についての希望を実現できるように、支援体制の充実を図り、就職の「質」を向上させ、卒業後も生涯にわたり支援する。

①キャリア育成センターの充実、②インターンシップの拡充、③ニーズを把握するアンケート調査の実施とフィードバック、④各種資格取得の支援、⑤大学院への進学を希望する学生に対する支援、⑥国家資格及び公務員志望学生に対する支援、⑦同窓会組織との協働によるリカレント教育の推進

V. 学生確保

教養から実学まで、在学生から卒業生・社会人まで、幅広い学びの要求に応えることによって、中長期にわたり安定した定員管理と質の高い学生の確保を実現する。

①適時的なアドミッション・ポリシー、②入学定員の安定的確保、③ねらいを絞った効果的な入試広報、④多様な人々に開かれた入試制度、⑤調査研究

VI. 社会連携

他大学、行政組織、企業など、地域社会の様々な主体との連携を進めることによって、本学の活性化と発展を目指すとともに、地域社会に貢献する。

①地域内外における他大学との連携、②行政組織との連携、③星が丘エリアのまちづくりへの参加、④産業界・地域社会との連携促進、⑤子育て支援・幼児教育拠点施設としての相山こども園の活用

VII. マネジメント

教学組織の持続的な改革を通して、資源の最適配分を計画・実行するマネジメント力を一層強化する。

①教学マネジメントの機能強化、②ハード（施設設備）とソフト（教育）一体となった教育改革の実施、③学内広報機能の充実、④総合学園のメリットを活かした教育の展開

II. 教育事業**1. 全学共通科目「人間論」・教養教育・キャリア教育****(1) 全学共通科目「人間論」**

「人間論」は、学園の教育理念「人間になろう」を授業科目の形で追究するために設置された科目であり、「自校教育」「大学での学び・キャリア教育」及び「学問的人間論」の3つの柱から構成され、全学共通科目として星が丘キャンパスにおいては学部を越えた交流型のクラス編成で実施している。令和4年度に引き続き令和5年度も、新型コロナウイルス感染症対策を講じた上で対面での授業実施を予定し、「人間論基本方針」に基づき、全学共通の開講曜日・時限、授業構成・内容、教材・テキスト等により授業を実施する。また、1年生全員が履修（星が丘16クラス、日進3クラスを開講）し、各学部から多くの教員がオムニバスで連携して担当するため、教育内容、成績評価等に偏りが生じないよう、担当者会議を通じて教育内容・方法、評価方法について調整し、実施する。

さらに、令和6年度の学部改組に併せ、人間論の教育内容を「自校教育」「トータルライフデザイン」及び「現代と人間」に刷新し、一部をオンデマンド授業で実施する予定であり、令和5年度は新しい人間論の共通テキスト、オンデマンド教材作成を始めとする開講準備を行う。

(2) 教養教育

平成27年度から全学共通化した教養教育は、教養教育機構運営委員会において受講者数の推移により開講クラス数等を検討し、学生のニーズに対応した編成を行い、受講機会の確保及び質の向上を図っている。新型コロナウイルス感染症対策を講じた上で対面授業を継続した令和4年度の実施結果を受け、教養教育の諸課題（科目構成、授業内容、受講状況等）について検証し、令和5年度は学生の受講状況を踏まえ、領域5「言語とコミュニケーション」の外国語科目のうちドイツ語、フランス語及び中国語については開講クラス数の見直しを行う。

令和6年度の学部改組に併せ、教養教育科目についても領域7「女性とキャリア」の領域名を「トータルライフデザイン」に変更するとともに、デジタル時代における数理・データサイエンス・AIなどの情報活用のための基礎力を育むため「AI・データと社会」を新設するなど、開講科目についても新たな内容へと整理統合する。令和5年度は、これらの新設科目を中心に、科目長及び授業担当教員において授業の到達目標、内容及び方法について検討を進める。

(3) キャリア教育

キャリア育成センターでは、「人間論」、教養教育の「女性とキャリア」のキャリア教育を念頭に置いた上で、1・2年次の低学年からキャリア形成に関する意識付けや動機付けを展開していく。特にインターンシップ（令和5年度からは「キャリア形成実習」に名称変更）において体験を通じたキャリア教育の充実を図る。また、卒業生や企業人などキャリアモデルとなる人の人材バンクへの登録を推進し、登録者が各学部学科のキャリアに関係する授業にゲストスピーカーとして活用できる体制の更なる充実を進める。

また、令和6年度からは教養教育の領域7「女性とキャリア」が「トータルライフデザイン」と名称変更し、授業科目についても再編されるため、その実施に向けての準備を進める。

2. 学部教育

<生活科学部>

管理栄養学科では、管理栄養士国家試験の全員受験・全員合格を目指している。令和4年度に実施された第36回管理栄養士国家試験の合格率（合格者数/受験者数）は95.7%であり、卒業研究と国家試験対策を両立させながら安定した高い合格率を達成している。令和5年度も、更なる合格率の向上を目指し、国家試験対策の方法、模擬試験や集中講義の業者選定や開催時期などを検討していく。なお、学修成果の可視化として国家試験合格率以外の指標を将来構想検討委員会で検討していく。カリキュラムについては、令和4年度に改正を行い、管理栄養士育成教育の学習内容の精選と再構築を図った。令和5年度は、新カリキュラムの点検・評価を行うとともに、学生の意見聴取などを実施し、社会が求める管理栄養士を育成するための検証を継続し、管理栄養士として活躍する職域の拡大につなげていく。なお、キャリア教育の一助として、社会で活躍している卒業生と在学生との交流の場を設けているが、早い時期から管理栄養士としての就業を意識付けることができているため、今後も継続する。本学科では、新入生がスムーズに大学の専門教育に移行できるようにするため、調理科学的な実験を体験してもらい、その結果を実験レポート（課題）として提出させている。また、eラーニングによる入学前教育も導入しており、これらは令和5年度も継続して推奨していく。さらに、大学Webサイトや管理栄養学科公式Instagramを積極的に活用し、学科の施設・設備、授業やイベント内容を発信しており、令和5年度についても、高校生・在学生・卒業生や社会一般への情報提供を継続する。

生活環境デザイン学科では、令和元年度からスタートした現行カリキュラムが令和4年度に完成年度となり、「アパレルメディア」「インテリア・プロダクト」「建築・住居」の3分野体制の中で、養成する力を再確認し、令和3年度から検討を始めた令和5年度から開始予定の新カリキュラムを完成させた。カリキュラムの改正については、令和3年度に行った外部評価委員の意見も参考にした。また、外部評価委員から指摘された、学生自身の学修に活用可能な学修ポートフォリオシステムの運用について検討し、学内機関で行われている種々のアンケート調査結果を、総合判断のみに使うのではなく、学修ポートフォリオシステムと連携させ、個々の指導と組み合わせ、学科と学生の双方向のコミュニケーション向上に寄与できるシステムとしての構築を模索する。学修成果の可視化と評価の公平性については、課題作品のS評価とC評価及びD評価についてデータ化し、教員間で評価を共有化する取組を、令和4年度後期からスタートした。次に、令和2年度から学科の専門科目の中に、SDGsに関する内容を積極的に取り入れ、外部講師による講演会を継続的に実施するなど、学生にSDGsに対する意識付けを行っており、令和5年度も継続する。入学前教育の一環として、卒業展の見学を実施している。秋入試合格者は、在学生の案内のもと実際の展示を見学することができ、課題として提出させる感想文からは、入学後の具体的な学びを理解することができた等の意見が確認できている。一般入試合格者は、合格時期の関係から実際の展示は見学できないため、Web卒業展を閲覧し、感想文の提出を課している。スクーリングの効果については、感想文を基に分析を行い改善につなげる必要がある。また、アフターコロナの教育の在り方にも目を向け、常に社会情勢に敏感に対応しつつ、生活科学領域の学科として、国内のトップランナーの地位を確固たるものにしていく。さらに、令和3年度から始めた生活環境デザイン学科公式Instagramは、高校生に向けた発信ツールとしてだけでなく、学科内の授業やイベント内容が画像で提供され、在学生自身の将来像の把握にも役立つことから、令和5年度も引き続き幅広く提供する。

<国際コミュニケーション学部>

国際コミュニケーション学部の令和5年度の主な事業は、現学部最後の新生を含む在学生の教育を一層充実させつつ、令和6年度改組予定の外国語学部の教育体制を構築することである。

国際コミュニケーション学部は令和2年度以降、教育組織と教育カリキュラムを総合的に改編することを目指して検討を重ねてきたが、全学の諸学部改編に統合され、外国語学部という新学部を構築する事業へとつながった。この改編計画では、新学部は現行学部と同様二学科制を維持するものの、英語英米学科と国際教養学科という新たな体制となり、ディプロマポリシー・カリキュラムポリシー・アドミッションポリシーも一新されることになる。すでに文部科学省への事前相談は行われたため、令和5年度はその大綱に基づき、細部まで有機的に統合された全体を構築するとともに、それを十全に機能させるための方式を確定することが重要な事業となる。専門教育の年次の発展性を実現することは必須の課題であるが、とりわけ、各種留学システム（長期・中期・短期）の運営法、外国語検定試験受験結果の活用、キャリア形成につながる授業科目の効果的運用法などをしっかりと組み入れることに努める。

一方、上記の新規事業は、現行の国際コミュニケーション学部の教育を決して疎かにせず、最後の入学生を含む在学生一人ひとりの教育を一層充実させるように努める。特に、以下の3点は重要となる。

- (1) 令和4年度末で2名の教員が退職し、令和5年度、新規教員が3名（うち1名は客員教授）着任する。フランス語圏文化研究ではPBL（Project Based Learning）にも優れた教員によりフランス語関連の教育（留学を含む）は強化され、Japanese Studies では学識と経験の豊富なネイティブ教員によって表現文化学科の〈世界の中の日本〉という学科方針は一層推進され、さらに、国際関係論では実務家経験の豊かな教員により学生のキャリア形成にも有効な作用が期待される。
- (2) コロナ禍により、本学部の教育プログラムにおいて極めて重要な位置付けを与えてきた留学システムが十分に機能できていなかったが、令和4年度、中期ブリッジ留学・中期留学・短期語学研修・海外インターンシップ研修などはおおむね実施でき、令和5年度も引き続き各種の留学を推進する。学生からの要望が多い認定留学も令和4年度に再開されたことから、令和5年度は国際交流センターとも協働して、学生の留学を支援する。
- (3) 学修成果を測定するに当たり、外国語教育では、TOEFL・TOEIC・英検の得点をもとに単位認定をするなど、英語を中心に外部試験の利用が実績を挙げている。令和5年度もこの制度を一層拡大して、外国語学部での客観的学修成果の測定につなげるように努める。

本学部では、令和5年度に外部評価を受けることを予定している。大学関係者のほか企業人にも評価を依頼し、20年に及ぶ本学部の近年の教育実績を総括して、新学部運営のビジョンを明確化する機会とする。

<人間関係学部>

本学部では、学生の学びを可視化するとともに専門的かつ体系的な学修を実現することを目指して、平成29年度からモジュール制を導入している。運用開始から6年目にあたる令和4年度は、より学生のニーズに沿った学修を進めることができるようにモジュールの再編成（カリキュラムの改正）を行った。モジュール選択は2年生後期に行われることから、新しいモジュールを学生が選択するのは令和5年度であるため、選択がスムーズに進むよう学生の履修指導をより丁寧に行っていく。

ただし、令和6年度には現在の「人間関係学科」を「人間共生学科」に名称変更することを予定している。これを機に、人間共生学科（現人間関係学科）はもとより、名称変更を行わない心理学科においてもカリキュラムの大幅な変更を行い、モジュールの編成も新学科のコンセプトにあわせて再度見直しを行う予定である。そのため、これらの移行が学生の学修効果をより高めることができるように、令和5年度には学部運営会議及び将来計画委員会主導の下、モジュール担当者会議を開催し、さらにはモジュール履修証明書のより有効な活用法などの検討を行う。

教養教育科目の外国語教育に関しては、英語、フランス語、ドイツ語から1つの言語を選んで必修とする形式から、英語のみを必修として履修する形式へと令和3年度に変更した。令和5年度には英語教育を担当する新たな教員が本学部に着任することから、教育内容検討会議を中心に学部における英語教育の在り方について検討する。

令和2年度に重度身体障害のある学生が入学したことを受け、学部内で新たに組織された身体障害学生支援委員会を中心に学部をあげて合理的配慮に基づく学修支援を続けてきた。令和4年度からはキャリア支援センターと連携しつつ

キャリア支援にも力を入れており、令和5年度はこれらの支援をより充実させる。加えて、本学部の位置する日進キャンパスで行われる避難訓練において、これまで同時実施が難しかった重度身体障害学生の避難訓練も組み込んで行うことを計画している。

学部独自のFD活動としては、障害のある学生の学修をより効果的に支援するための研修会を令和2、3年度と行ってきた。令和4年度には活動の方向性を変え、成績評価の客観性、厳格性、公正性、公平性を担保するための措置についての検討を始めた。学科ごとに全教員が参加する意見交換会を開催し、個々の教員の抱える課題や問題点について情報を共有してきたが、令和5年度にはこれらの成果をもとにより具体的な措置を検討することを目指す。

学部広報に関しては、学部独自のWebサイトに学部学科を紹介する動画を掲載するなど充実を図ってきた。令和6年度に人間関係学科の学科名称変更及び両学科のカリキュラム改正が予定されていることを受けて、令和5年度にはより一層入学広報を充実させる。

<文化情報学部>

令和5年度、文化情報学部は本学部最後の新入生を迎えることとなる。現行カリキュラムによる教育を着実に実施するとともに、令和6年度に情報社会学部として改組し、充実した新たなスタートを切ることができるよう、全学の改編計画の中で準備作業を具体的に進めていく。新学部は、情報デザイン学科と現代社会学科の2学科制で、教育課程レベルにおける3つのポリシー、教育カリキュラムを確立し、各学科の特性を生かして、キャリア形成も見据えるなど高校生にとって新たな魅力のある履修体系をそれぞれに打ち出すことを目指す。

令和4年度は、本学部開講の「海外言語文化演習A・B・C」のうち、「同演習C」（韓国）の再開に向け、現地の事前視察を行った。しかし、新型コロナウイルス感染症の収束のめどが立ったとは判断しきれず、令和3年度に引き続きすべて中止となった。令和5年度もこれまでの経験を踏まえ、可能な限り実情に合わせた実施を目指し、その可能性を模索する。

本学部は令和3年度にルーブリックの組織的な導入を開始するとの目標通り、令和2年度に成績評価基準としてのルーブリックの導入に着手した後、令和3年度にルーブリックに関する学部講習会を実施し、令和4年度にはeラーニング、アクティブ・ラーニング、ICT教育など教育工学の専門家による学部講演会「ルーブリックを活用した教育の質向上への取り組みについて」を開催した。学修ポートフォリオシステムの導入についても、令和3年度に計画の実行を目指すとしていたが、新型コロナウイルス感染症対策に加え、改組に向けた具体的諸対応にも注力する必要上、ルーブリック導入のみに絞り、令和5年度もFD活動の充実を目指す。

文化情報学科では、令和3年度の専任教員1名の定年退職に伴い、改組の方向性も注視しつつ、「教員組織の編制に関する方針（文化情報学部・令和元年度作成）」に基づき、令和4年度に情報系の専任教員1名を採用した。これを受け、令和5年度には情報系の学びの更なる充実を目指すこととなる。

令和2、3年度にはコロナ禍の影響から、それまで継続的に力を入れてきた「アクティブ・ラーニング」としての体験型・実践型の学びを一時中断せざるを得なかったが、令和4年度は、小笠原研修や企業との連携による旅行商品企画、フィールドワークやまちづくり研修、地域連携協定に基づく図書館研修を実施した。また、全国規模の学会や企業主催のハッカソンで学生が情報系の学びの成果を発表した。令和5年度には、新入生研修の4月オリエンテーション時の実施等、学外におけるこのような実践的な専門学修を継続して進める仕組みを検討するほか、ITパスポート等情報系及び語学・観光系の資格取得支援でも学生が希望の進路を実現することができるよう、キャリア支援の一環として一層の充実を図る。

メディア情報学科では、令和2年度開始の新カリキュラムに基づく学位課程の目的に対応した教員配置がいったん実現された。しかし、令和3、4年度に教員が計2名退職し、その後任が配置されないため、令和5年度には現在の人員で可能な限り成果を上げるべく、授業運営の方法を見直しながら、効果的な教育・指導の在り方を模索していく。

SCP（Special Concierge Program：初年次から希望者に学修計画や進路に関するアドバイスや支援を随時行う個別指導体制）は令和4年度も一定数の希望者があり、令和5年度も継続して実施する。令和4年度は対面授業が中心であったが、遠隔授業を契機に利用者が拡大したLMS（学習管理システム）は、授業の形式に関わらず多くの教員に利

用され、卒業研究の提出等に関わる指導も効率が確実に上がった。今後は遠隔授業に限らず、ハイフレックス形式の需要も高まると予想されるため、令和5年度はこれに対応する授業方法も検討したい。

<現代マネジメント学部>

本学部では、平成30年度から導入したカリキュラムの運用を安定して行っている。当該カリキュラムにおける特徴は、専門教育科目群において経営・会計、総合政策、キャリアの3つの領域から社会科学の基礎知識と実践的なスキルを相互に有機的に関連させて幅広く学修させる点にある。さらに、学生が選択できる科目数を増やし、各学生のニーズに対応できる学修形態を構築している。

従来から実施している「アクティブ・ラーニング」については、引き続き、商品開発等の取組に加え、企業等と連携し、SNSを用いたライフスタイルの提案やビジネスプラン構築に当たって、社会課題の把握等がオンラインによる新しい手法で取組が展開された。令和5年度においてもPBL（Project Based Learning）としての企業や行政とのコラボレーションはもとより、それが難しい科目においても「アクティブ・ラーニング」の手法を工夫し、学部のすべての学生の主体的な学修を促進するような教育手法の確立とその体制の整備に努める。

また、近年、強化を図っているキャリア教育については、令和2年度から単位認定制度を拡充して語学、情報、簿記等に関する資格取得において実績を上げている。併せて、公務員、教員、秘書、ファイナンシャルプランナー、宅地建物取引士等に関するキャリア形成に役立つ資格取得の支援を、令和4年度も引き続き充実させる努力を行った。また、平成27年度から開始した「税理士職業セミナー」に加えて、令和元年度から日本税理士会連合会寄附講座「税理士による租税講座」を開講し、将来的には「税理士を目指す学生」等を輩出すべく、実学科目の充実を図ってきた。また、令和2年度から、野村證券（株）の寄附講座を開講し、令和5年度においても引き続き学部教育の専門性と実践性を一層高めていく予定である。

このほか、自己点検・評価において課題として挙げた入試区分別入学者のGPA数値の差異については、令和元年度からAO選抜及び推薦入試による入学予定者に通信教育型の入学前教育の英語、国語、数学の履修を推奨しており、数学プログラムでは令和3年度にはベーシック数学I、数学ミックス講座を、令和4年度にも初級～中級レベル、中級～上級レベルの選択制の改訂を行っている。今後、その効果を計りながら各入試方式の運用について検討を進める。また、学修成果の把握・評価及び明確な指標を定めるため、令和4年度に導入した3年次コンピテンシーテスト（GPS-Academic）を令和5年度も継続させて、学部運営委員会において指標の設定に着手していく。また、令和4年度に受審した有識者による外部評価から、自己点検・評価の内容についても客観的な意見を得て、令和6年度における2専攻の改組にむけた学部教育の更なる改善に努める。

学生ピアサポートグループ「TEAM RENATA」の提案により改修された学生控室でのグループ活動は、令和4年度は対面を中心に活発な活動が行われている。令和5年度は、新入生向け相談会や就職活動壮行会等のピアサポート活動を予定している。なお、令和元年度に整備を行ったワークスペース及びWebカメラの付いたコンピューター演習室は様々な学外交流等にも活用されており、令和5年度も快適な学修環境を整えられるよう継続して機器類の保守を行っていく。

<教育学部>

令和4年度は特別支援に関わる実務に秀でた人材を新たに専任教員として採用するとともに、従来の5つの教育プログラムに加え、新たに保育・初等教育専修及び初等中等教育専修にまたがる形で「特別支援教育プログラム」を開設し、特別支援学校教員養成を開始した。また、教育職員免許法施行規則及び教職課程認定基準の改正により求められた「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」の新設に対応するため、電子黒板の増設やミーティングツール、タブレット端末の導入などインフラ整備を進めてきた。併設する学校、園との連携強化の点では、幼稚園、こども園、保育園と申合せを交わして相互の保育・教育・研究の充実・発展を図るための連携事業を推進し、高等学校、中学校に関しては数学の学習支援ボランティアを復活させた。キャリア教育委員会及び教職サポートルームを中心とした採用試験支援体制は、面接指導員を一部交代し若返りを進めた。また、自己点検・評価のため令和4年度には外部評価委員会を立ち上げ、年度末までに点検評価の報告書を作成予定である。

令和5年度においては、令和4年度に新たに開設した「特別支援教育プログラム」の円滑な運用を目指して、令和7年に予定している特別支援学校での教育実習について実習連絡会において具体的な調整を行い、同プログラム履修者の指導と併せて実習実施を確実なものとする。教員確保の観点からはここ数年続いた退職教員の補充人事を進め、高齢化した学部教員組織の構成バランスの改善も念頭において、教育哲学あるいは教育心理学の専任教員の採用を図る。さらに、数学コース専任教員の欠員補充のため解析学系の数学コース専任教員の確保を急ぐ。また、令和6年度に予定している3学部の改組に伴い、現在、国際コミュニケーション学部を設置されている高等学校・中学校の国語科の教職課程を教育学部に移す計画である。その結果、令和6年度から初等中等教育専修に現存の「数学教育プログラム」「音楽教育プログラム」と並んで「国語教育プログラム」を開設し、中学校・高等学校国語科教員養成のための「国語コース」を開始する。そのため、令和5年度に予定していたカリキュラム改定を国語コースの開始に合わせて令和6年度とし、令和5年度には3プログラムの並行実施と「特別支援教育プログラム」の効率的な運用の可能なカリキュラムの構築を目指す。入学志願者の減少への対応、卒業後の社会活動に関する卒業生の意識調査、在学生の学修成果の可視化などに対応するための学部内IR組織の整備に努める。

＜看護学部＞

令和3年度から新カリキュラムがスタートしている。令和4年度は、「現行カリキュラムの形成評価」を各領域、各科目で行い、本学部の新たな特色を模索しながら時代や社会の要請に応え、人々の生活を支え、超高齢社会、地域包括システムで展開できる基礎的な看護実践能力を養成する教育活動を展開している。領域横断型の多職種連携実践実習は、ワーキンググループを立ち上げ具体的な実習内容の最終調整、看護学実習施設の開拓及び調整、実習ローテーションの組換えを終え、令和5年度に開始する。

平成29年に学校教育法が改正され、既存の大学に比して実践力に重点を置いた専門職の育成を主眼とする専門職大学が認可されるなど保健師教育課程は更に多様化が進行している。保健師教育、教職課程選択者の将来構想についての検討を継続してきた。保健師教育については、現在の選択制（1学年当たり定員の15%）から、将来は、専攻科あるいはその後の大学院化を視野に入れた教育にシフトしていく方向である。

看護学部は臨地実習を多く開講し、学部を離れての教育活動が連日展開されていることから、学部の方針と各専門領域の方針との融合、教員間の意思疎通や、情報伝達が重要・不可欠である。そのために、学部教育に係る各組織（学部運営会議、教育内容検討会議、人事委員会、各委員会等）の関係図を作成し、当該組織の権限と役割、その他の組織との役割分担と関連を視覚化して学部教員への理解を促進した。学外で看護学実習指導を主な業務とする助手・助教については、「助手の配置と実習担当期間についての問題等」の改善策を模索するワーキンググループを立ち上げた。個々の助手・助教のキャリアアップを支援しながら、自律的に業務に取り組み、配属された各看護学領域の教育指導のみに限定せず、10専門領域の横断的な連携を促進し、各領域での教育が円滑に行えるような情報共有、相互の連携強化が図れる方策、システムを決定する見込みである。同時に、2年後には入学者増加に伴う1学年120名分の実習開講が可能となる実習施設の開拓と抜本的なローテーションの検討に入っている。

令和4年3月に卒業した9期生は、看護師国家試験合格率99.0%、保健師国家試験合格は100%であった。「実習施設との懇談会」において意見聴取した就職先からの卒業生に対する評価についても、おおむね良好である。令和4年度後期には、主な看護学実習開講先に雇用された本学部卒業生についてのアンケートを実施し、客観的なデータを追加収集して教育改善に結びつけていくこととしている。

令和5年度入試では、予備校等から外部に公表される偏差値の上昇と入学生数の適切な確保を狙い、併設校及び指定校推薦の見直し、新たな入試形態として一般入試Aで2科目受験方式を追加した。令和6年度の看護学部15周年を前に、卒業生との交流サイトとして令和4年度にInstagramを立ち上げた。近隣大学が看護学部を新設、あるいは定員増をする中で、志願者及び入学者を引き続き確保するため、オープンキャンパスや出張講義等の広報活動を通して、魅力ある学部広報に努める。

3. 大学院教育

<生活科学研究科>

修士課程食品栄養科学専攻では、学部教育としての管理栄養学科のカリキュラムとの整合性を図りつつ、社会と時代の要請に応えられるように、また、大学院定員確保のため、より魅力ある大学院を目指している。本専攻における研究分野の拡充を図るため、令和4年度から新たに公衆衛生学分野を加え、食品科学領域の食品化学、食品衛生学、生化学、食品調理科学、栄養科学領域の栄養化学、臨床栄養学、栄養保健学、公衆衛生学の計8分野に各1名ずつの担当教員を配置した。一方、担当教員の退職により応用栄養学分野及び食品機能学分野の担当教員が令和3年度から不在となっているため、補充人事を検討する必要がある。加えて、直接研究指導は受けられないが講義を受講できる栄養教育学分野と給食経営管理学分野については、これらの分野を担当する教員のM合大学院教員としての昇任人事を検討していく。また、令和4年度に学部管理栄養学科においてカリキュラム改正を行なったため、令和5年度に学科と大学院とのカリキュラムとの整合性について点検するとともに、魅力ある大学院の在り方について学生を交えて十分議論しながら、学内外からの入学生の受入れを増やすための方策として、授業履修を促進し、平日の6限目や土曜日での開講に対応し、大学院生のニーズに沿った柔軟な対応を学内外に明確にする。

修士課程生活環境学専攻では、大学院定員が充足していないことから、InstagramなどのSNSを活用した大学外に向けたPRにより、他学部在籍生、他大学の卒業生の入学を促進している。その効果を評価すると同時に、令和3年度に実施した外部評価委員からのアドバイスを基に、学内外からの入学生の受入れを増やすための方策として、授業履修を促進し、平日の6限目や土曜日での開講に対応し、大学院生のニーズに沿った柔軟な対応を学内外に明確にする。外部評価委員から、大学院の教育分野の充実や学外からの大学院入学者の拡充が指摘されており、令和5年度には、学部と大学院の授業科目と担当教員の整合性を図り、より魅力ある大学院を目指す。加えて、令和4年度に退職となるインテリアデザイン分野と欠員となっているアパレル染色・整理学分野、建築材料・構造力学分野の補充を早急に行う。大学院定員の確保に寄与するために、M合大学院教員の昇任人事を検討する。

博士後期課程人間生活科学専攻では、令和3年度以降から定員割れとなっており、令和5年度も継続的に、より魅力的な博士課程教育・研究を実現し、定員充足となるようカリキュラム及び組織の整備を図っていく。令和3年度に実施した外部評価委員から、新しい志願層を対象にすることを考える必要があるとの指摘を受けた。卒業生の社会人のスキルアップや教員免許のバージョンアップを目指したサポート体制を導入し、志願者増につなげる。

修士課程の各専攻及び博士後期課程において、この数年間は入学定員が充足されていない。令和5年度も、大学学部4年、修士課程2年の6年一貫教育、インターンシップを重視した教育等を含めた魅力ある大学院教育・研究を目指す。令和3年度に実施した外部評価委員から、多様な人材を確保する必要性の指摘を受けた。その対策として、生活科学研究科の社会人入学者に対する授業履修を促進し、平日の6限目や土曜日での開講に対応し、大学院生のニーズに沿った柔軟な対応を学内外に明確にする。加えて、修士課程の各専攻は、指定校推薦選抜を有効に活用し、本学及び他大学からの入学生の受入れを推進する。博士後期課程の人間生活科学専攻は、指導教員の充実を図り、研究分野を広げることで入学生の受入れ増を推進し、加えて、社会人入学者のインセンティブとして、優秀な業績を上げた者には在籍期間の短縮をし、1年間で修了可能なプログラムを学内外に明確にする。

<人間関係学研究科>

人間関係学研究科では、「令和4年度事業計画」に示していたとおり、社会学領域及び教育学領域を令和3年度で廃止し、それに代わる人間共生領域を令和4年度に開設した。これは「椋山女学園大学改革アクションプラン2020」に織り込まれていた「大学院教育の改善点の洗い出し」を本研究科において実行した結果である。以上のカリキュラムの変更と併せて、令和4年度から指導体制も従来の研究指導担当・研究指導補助担当に加えて、新たに授業科目担当を設け、教員組織のメンバーも一部入れ替えた。それによって年齢構成の偏りも改善された。以上はPDCAサイクルにおけるA（改善）であるとともに、新たなD（実行）とみなされ、令和4年度は次なるC評価に取りかかることとなった。

このように新領域の開設を行ったが、人間共生領域では令和4年度の入学者を確保することができなかった。しかし、令和4年度にすでに実施された一般選抜と学内選抜において、人間共生領域において各1名の合格者を出すことが

できた。臨床心理学領域では一般選抜で13名、学内選抜で3名の合格者を出している。令和5年度も広報活動を充実させることにより、入学者の確保を図りたい。そこで、令和5年度も、学内外の広報活動を推進し、令和4年度に引き続いて、本学の学部生を主たる対象にした日進キャンパスでの説明会に加えて、学外者も参加しやすいよう星が丘キャンパスでの説明会を実施する。令和4年5月に開催された本学学部生を主たる対象とした説明会には39名の参加者のうち学外からの参加者が5名含まれていたこともあり、今後も学外からの参加を積極的に受け入れていく。

臨床心理学領域では令和4年度に、人間関係学部心理学科の公認心理師選抜コースを履修した初年度の学生が入学したことで、6年間の公認心理師育成課程が実現した。令和4年度は11名の入学者のうち学内から7名の入学者を迎えることができた。令和5年度においては、学部・大学院をまたいだ6年一貫教育という視点での課程教育において、初めての修了生を出すことになる。特に、コロナ禍の影響で厳しくなった学外実習先を堅持するとともに、実習先での実習学生に対する教育・指導もより充実させる。また、修了後に実施される公認心理師及び臨床心理士試験の合格率が令和3年度はともに100%であったが、高い合格率を維持するために、学修教材の一層の充実を図るとともに、受験対策講座を学外の予備校講師を招いて開講する取組及び臨床心理士2次試験の面接対策のための教員による面接指導も引き続き実施する。

社会連携としては、従来から日進市と臨床心理相談室が提携して保護者相談会や2回まで無料の相談活動を行ってきたが、継続しているケースについては大学院生に子どものプレイセラピーを担当させ、教員がスーパービジョンを行うことで、学生の実習機会にもなっているため、引き続き行っていく。

さらに、令和6年度の学部改組により、現在、人間共生領域で研究指導を担当している2名の教授が他学部に移籍する予定であるため、研究指導担当教員をスムーズに補充できるよう、令和4年度から人事を進めていき、令和5年度の広報に生かしていく。

内部質保証については、毎回のアンケート調査と領域での話し合いだけでは改善が不十分であるため、経年変化をフォローすることにより、このシステム自体が有効であるかどうかを検証し、改善に向けた対策を検討していく。

<現代マネジメント研究科>

現代マネジメント研究科は、「より高度な教育研究を効果的に行うために、既存研究の成果に基づく優れた知識やアイデアの積極的かつ複合的な活用を図り、新たに高度な学術的知見を創造することによって知識基盤社会の形成と支援を担う高度な知識を有した女性を養成する」ことを目的としている。これまでの修了生は、大学院での学修内容を企業や自ら経営する事業において活かすとともに、大学院博士課程に進学して研究職を目指したり、令和元年度には本研究科初の税理士資格登録者を輩出するなど、研究科での教育研究が一定の成果を上げてきている。このような専門教育を活かしたキャリア形成は、本学が中長期計画の主導コンセプトに掲げる「トータルライフデザイン」の実現に寄与するものといえる。一方で、本研究科では、開設年度を除き、入学者数が定員を満たしておらず、「2020年度（令和2年度）大学評価（認証評価）結果」において、「定員管理の徹底」が改善課題として指摘された。令和4年度には、令和2年度に導入した留学生特別選抜による初めての留学生の入学があったが、入学者数は合計3名と、依然、低迷している。令和4年9月に実施した外部評価においても、「定員が充足できていないこと」が課題の筆頭に挙げられた。

上記を踏まえ、令和5年度においては、以下のような目標を掲げ、教育研究を遂行する。

(1) 定員確保に向けた研究科の魅力の発信と広報の強化

令和4年度の目標として、FD活動の充実や社会人の学び直しも含めた大学院教育についてのアピールの徹底、定員の未充足改善のための広報の強化が挙げられていたが、すでに定員確保に向けた研究科の魅力づくりとして、2つの新たなプログラム（会計・税務特別プログラム、経営系履修証明プログラム）の開設準備を整え、令和4年度内に、大学院修了生と協働したFD活動、「メディア授業科目」の申請なども実施予定である。これらを受け、令和5年度には、2つの新プログラムを中心に、特に社会人に向けた研究科の新たな魅力についての情報発信と広報の強化を図る。

(2) 新プログラムの導入によるリカレント教育の充実と専門家・関連団体・企業等との連携強化

会計・税務特別プログラムは、会計・税務に関する科目群により構成され、文部科学省の「職業実践力育成プログラム（BP）」として認定を得た上で、厚生労働省の「専門実践教育訓練講座」に登録し、教育訓練給付金の受

給をとおして、社会人受講生への経済的支援を行うものである（令和4年12月22日認定）。令和5年度から、このプログラムを運用し、リカレント教育の充実を図るとともに、税理士等の専門家並びに名古屋税理士会等との連携を深め、実践的な専門教育の実施と広報に関する支援を受ける。

経営系履修証明プログラムは、経営系科目の一部を用いて、主に企業で管理職を目指す女性社員に必要な知識や技能を提供する正課外のプログラムで、「働く女性のためのキャリアアップコース（ビジネス・マネジメント）」「働く女性のためのキャリアアップコース（コーポレート・ストラテジー）」の2コースが用意されている。令和5年度から、このプログラムを運用し、受講者へのリスキリングを図るとともに、地元を中心とする企業に対し同プログラムの周知を図り、受講生の推薦など、プログラム運営に協力を得る体制の構築を試みる。

これら2つのプログラムにより、中長期計画の到達目標に掲げられているキャリア支援、学生確保、社会連携の達成を目指す。

(3) 成績評価の客観性、厳格性を担保するための措置の検討

本研究科における成績評価の客観性、厳格性の担保については、令和4年度の課題としても掲げられているが、各科目の受講者が1名から数名と非常に少人数であることもあり、適正な措置を検討することが困難な状況にある。しかしながら、成績評価の在り方は、質の高い教育を提供する上でも、また、受講生の学修意欲を高めるためにも重要であることから、令和5年度においても、継続して、本研究科の特性に応じた学修成果の測定及び成績評価の方法について検討を重ねていく。

<教育学研究科>

令和5年度は令和4年度に引き続き、教育体制の改善、今後の教員採用状況や新しい学校教育環境に対応できる高度な実践的指導力を備えた専門職の育成に取り組む。当面の重大課題であった定員の確保については、令和3年度2名、令和4年度2名の入学者があった。令和5年度入試については、令和4年10月31日現在、志願者はいないが、2月にも入学試験が実施されることから、志願者が確保できるように広報等の実施を予定している。令和5年度も令和4年度と同様、新型コロナウイルス感染症を常に警戒し遠隔授業の体制を整備して安全確保に努める。令和5年度については、次の諸点を課題目標とする。

- (1) 充実した教育活動が行えるように、教員の研究活動の活性化とFD活動による教育指導能力の改善に取り組む。
- (2) 教職インターシップの充実を図り、新任教員の初任者研修と同等な指導力養成の効果を増強するため、実施校（併設の高等学校、中学校、小学校、幼稚園等）・名古屋市教育委員会の協力を得て、より適正な教育指導体制を充実させていく。愛知県教育委員会については、柔軟な連携を模索する。
- (3) 現職教員が在職のまま学びやすい諸条件を整備し、その広報に努める。
- (4) 学部生への大学院説明会及びWebサイトでの大学院紹介を行い、学外者（卒業生・保護者を含む）には「教職課程増刊『教職大学院教育系修士大学院徹底ガイド』」（協同出版）に本研究科の内容・特色を掲載し、定員確保を実現できるように努力する。

4. FD活動

令和4年度は、大学改革アクションプラン2022に基づく教育の内部質保証及びアクティブ・ラーニングの活用のため、FD活動を推進した。具体的には、全学FD委員会の下で、FD研修会、授業アンケート、学生FDスタッフによる授業支援、新任教員FD研修等を実施した。また、教職課程委員会の下で、教職課程FD研修会を開催した。

令和5年度は、引き続き相山女学園大学中長期計画に基づき、授業アンケート結果の活用、アクティブ・ラーニングの活用についての検討を行うほか、以下のFD活動は、継続して実施する。

(1) 授業改善を図る取組

- ①授業改善のための授業アンケート、リフレクションの公開
- ②専任教員の教育・研究活動に関する自己点検

このうち、①の授業アンケートの内容については、授業改善につながるよう全学FD委員会において精査し、学部学科にて分析・検討を行う。

(2) FD研修

- ①全専任教員対象FD研修
- ②学部FD研修
- ③新任教員FD研修
- ④学外FDプログラムの周知

教員の資質向上や魅力ある学修を行うために、専任教員全員を対象にした研修を実施するとともに、他大学等で実施される学外プログラムについても情報共有を行う。

(3) シラバスの改善

より効果的な教育を実施するために、シラバスの記載内容が適正であるかどうかを確認する第三者チェックを引き続き実施する。なお、認証評価に係る単位の実質化への対応のため、令和5年度シラバスから、授業時間外学修の内容及び必要時間の記載を必須化する。

(4) 大学院FD活動

4研究科におけるFDに関する情報交換を行うとともに、大学院生対象の授業アンケートを実施し、集計結果から判明した課題に対する授業改善を検討する。

5. 学修支援

(1) 教育課程の体系化

本学の教育目的、卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）、教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）に基づいた教育課程の編成及び実施について検証を行っている。令和4年度においては、生活科学部生活環境デザイン学科のカリキュラム見直しに伴う学則の一部改正の際に全学的観点での検討を行った。一方、令和6年度に向けて教育学部及び教職課程に関しても（現代マネジメント学部における教職関連科目も含む。）全学的な視点で確認し、令和5年度においては、学部改組とともに施行に向けた準備を進める。

(2) 学修成果の可視化

教育の内部質保証において重要となる学修成果の可視化については、各学部学科のディプロマ・ポリシーと育成する4つの能力との対応関係を明確にした上で、教育課程レベルでは、カリキュラム・マップに基づき4つの能力の達成度及び科目分布を可視化し、各学部の自己点検評価の参考資料とした。学生個人レベルでは、令和4年度に決定した可視化の方針に基づき、令和5年度は、学修成果の可視化に向けたシステム導入及び改修を行った上で、可視化の結果を学生への学修支援につなげるとともに、相山女学園大学中長期計画に基づいた教育内容の充実を進めていく。

(3) 学修要支援学生への支援

本学は、学生が学修に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう学修・生活・進路の3つの支援方針を「学生支援に関する方針」として策定し、公表している。その方針に従い、各学部学科で定める基準により欠席調査及び修得単位数の少ない学生の抽出を行い、いち早く支援の必要性を把握するとともに、GPAを基にした履修指導・進路指導を行っている。令和5年度も方針に基づいた取組を継続し、要支援学生への支援を行う。

(4) 多様な学びへの支援

令和4年度は、対面授業を原則とし、コロナ禍の対応としての遠隔授業は一部の実施に留まったが、引き続き、対面授業における事前事後学修や出席管理などにLMS（学習管理システム）等をツールとして活用することを推奨し、教育のICT化を継続した。また、令和4年度新入生に対しては大学に持参できるノートパソコンの購入を推奨した上で、学内の無線LAN通信環境の充実、遠隔授業情報専用サイト（学生用）の継続などにより、学生の学修環境を支援した。その他、CAP制（履修単位制限）における資格取得に関する科目の取扱いに関しては、教育職員免許状取得に関する科目の学則上の位置付けを一部の学部で変更し（カリキュラム改正に合わせ、令和5年度又は令和6年度から施行）、CAP制の対象とすることとした。

一方で、大学改革アクションプラン2022で計画したそのほかの学修支援項目については、FD研修会実施による学生対応改善、アクティブ・ラーニングの実施状況に関する情報共有以外は検討が進まなかった。令和5年度

は、椋山女学園大学中長期計画の実施計画Ⅱ期に基づき、学生の多様なニーズに応じた学修支援を行い、教育効果を高めるとともに、学生が学修を深めることができる環境を整えるという諸課題に取り組むため、①学修ポートフォリオの再整備、②学生の主体的学習のサポート、③GPAを活用したきめ細かい指導（成績優秀者に対する履修単位数の上限緩和の導入拡大等）、④アクティブ・ラーニングの活用、⑤図書館機能の充実、⑥ICTの活用（e-Learning等）の取組を引き続き進める。

Ⅲ. 学生生活支援

1. 奨学金制度

「学生支援に関する方針」に基づき「学生支援のためのガイドライン」に沿って、経済的に困窮し、修学困難な学生に対する組織的学修支援を行っている。令和4年度の主な経済的支援としては、361名が利用した授業料減免（令和2年度から開始）、給付型奨学金及び1,110名が利用した日本学生支援機構の貸与型奨学金等、学内外の各種奨学金制度の募集・斡旋、個別相談の実施、授業料等の分納・延納の受付などを行った。その結果、多くの学生に経済的支援を行うことができ、学納金未納による退学者の減少につながった。

また、成績優秀者上位5%の学生には、学業優秀賞として1万円を授与し、研究活動、文化・芸術活動、スポーツ活動、社会貢献などで顕著な功績を残した学生には、特別活動奨励賞として3万円を授与した。

国際化・グローバル化の推進のため、私費外国人留学生の授業料の減額及び私費外国人留学生特別奨励金の給付を行った。

令和5年度も引き続き「学生支援のためのガイドライン」に沿って、経済的支援が必要な学生が一人でも多く、安心して学生生活を送れるように、日本学生支援機構奨学金や椋山女学園貸与奨学金の有効的な併用を勧めるなど学内外の奨学金制度を活用して支援を行う。また、日本学生支援機構等が募集する国際化推進のための奨学金制度への申請を積極的に行い、留学する学生の経済的支援を図る。

2. 健康管理・メンタルヘルス

「学生支援のためのガイドライン」に従い、メンタルヘルスや身体面での支援が必要な学生に対して、学生相談室カウンセラー、学校医、医務室及び関係教職員が連携して、学生・保護者から学生生活に必要な要請を聞き、「配慮願ひ」を作成して関係教員へ支援協力を行った。特に、メンタルヘルスの問題を抱える学生は増加傾向にあり、学生相談室カウンセラーが中心となり、学生・保護者、関係教員と連携しながら支援を行っている。また、学生が学生相談室を身近に感じ、気軽に利用できるような方策としてイベントなどを実施しており、令和4年度は「初夏を楽しむ花かご一緒に作りませんか」及び「クリスマスのテラリウム一緒に作りませんか」を実施した。これらの取組については、令和5年度も継続して実施していく。

また、学生相談室カウンセラー、学生課職員も学外の研修会等に参加し、障害を持つ学生への対応についての知識を深め、必要な支援ができるようなスキルアップを令和5年度も引き続き行う。

大学ハラスメント防止対策委員会において、令和4年度はハラスメントの予防対策として、学園と連携したアカデミックハラスメント防止研修会、新入生向けのリーフレット配付、ポスターや相談窓口担当者カード等を作成し、ハラスメントの防止対策に努めた。また、相談窓口担当教職員を対象とした研修会やニュースレター発行（年1回）なども行った。令和5年度も、ハラスメントの予防やハラスメントのない大学となるようにこれらの事業を継続し実施していく。

3. 課外活動・学生生活支援

令和4年度は、課外活動には大学全体として15.7%（昨年度：15.8%）の学生が参加しており、公認団体は52団体となった。その内、41団体について、活動に必要な経費支援を行った。令和5年度も引き続き活動実態・活動実績に応じた活動経費の補助を行っていく。

大学祭については、1日の参加人数を1,200名以下に限定した上で、事前予約制にて実施した。令和5年度も新型コロナウイルス感染症の感染状況を見ながら大学祭の実施方法について検討する。施設設備の充実に関しては、令和

4年度は課外活動用コピー機の更新、大学会館1階に鍵付き傘立て及び掲示板の増設、体育館（星が丘キャンパス）のごみ箱の更新、第3競技場の掛け時計とホワイトボードの更新及び学園センター1階にパンフレットスタンドを増設した。令和5年度も学生が共通で利用する施設の設備を充実する。

災害時の学生の安否確認として、「災害（地震）対応マニュアル」を基に、令和4年度はS*m*a*p（Web学生支援システム）を利用した安否確認テストを実施した。令和5年度も南海トラフ地震等の大規模災害に備え、学生の防災意識を高めるためにも安否確認テストを実施する。

学生寮の令和4年10月31日現在の入居者数は88名、入居率は59.5%であり、コロナ禍により令和元年度と比べ大幅に減少した。机、椅子、ベッド、カーテンなど個室内の備品に経年劣化による破損が発生しているため、順次更新を予定しており、令和5年度は椅子を更新する。また、学生寮では毎年1回防災避難訓練を実施しており、令和4年度も実施した。令和5年度も実施する予定である。

学生が学生相互で支え合い、学生生活支援、新入生支援、キャリア支援、留学生支援、図書館利用支援、入試広報支援などで、学生が主体的に活動し活躍できるようになるために学生サポーター制度を設けている。令和4年度は新入生向け相談会や受入留学生日本文化体験旅行等の活動を行った。このように学生サポーター活動は継続的に行われているが、活動に関する学生の認知度が低く、参加する学生が少ないため、令和5年度は活動が活発となるよう、令和4年度に引き続きサポーター活動の学内広報を強化し、学生の主体性を活かしながら学生サポーター活動の支援を行っていく。

4. 学修・生活指導教員制度の充実

学修や家庭環境、メンタルヘルスなど様々な問題を抱えている学生に対して学修・生活指導教員が相談や支援を行っている。学生が指導教員と相談しやすくするため、全教員のオフィス・アワーをS*m*a*pで公開しており、令和4年度も引き続き公開を進める。

中途退学者や除籍者を減らしていくための施策として、授業の出欠状況や成績・単位修得状況により、支援が必要と思われる学生に対して早期の段階から助言・指導を行っている。令和5年度も継続して学生個々の学籍異動理由を可能な限り記録し、各種委員会で情報共有を行う。

5. 就職支援・キャリア支援

令和5年度から椙山女学園大学中長期計画の実施計画Ⅱ期がスタートする。実施計画Ⅰ期の結果を踏まえ、キャリア育成センターは、学生が希望する進路を実現できるように、支援体制の充実を図り、就職の「質」を向上させ、卒業後も支援できるよう事業を展開していく。

(1) キャリア教育

1年次の全学生の必修科目である「人間論」及び教養教育科目領域7「女性とキャリア」において、キャリア教育の導入教育を行う。特に「仕事学入門」では、就職相談員が授業に積極的に関わることで、低学年からのキャリア支援の機会提供につなげる。

また、インターンシップ（令和5年度からは「キャリア形成実習」に名称変更）での就業体験や人材バンクの活用により実社会で活躍する人材との交流機会の提供を行う。

(2) キャリア支援

就職活動支援として就職ガイダンスを中心に、フォロー講座、対象別セミナー・イベント、学内企業説明会、OG・内定者交流等通じて、自己理解、業界・企業研究支援を行う。マナー講座や面接・グループディスカッション対策講座、筆記試験対策プログラムにより、面接対策や筆記試験対策を支援する。また、就職相談員によるミニ講座等を開催し、きめ細かな支援に留意する。さらに、公務員、教員・保育職及び看護職などの企業就職以外の進路支援を実施する。学生には支援の全体像を提示し、分かりやすい講座運営を行うとともに、アンケートを通じて満足度等を確認し、適宜改善を図る。

特に個人面談に重きを置き、学部や学生相談室と連携を図りながら個に応じた支援に配慮する。職員及び就職相談員で事例研究等を行い、情報の共有を図りながら個人面談を充実させる。このほか、内定を取得した4年生

が学生サポーターとして企画運営するイベント等を開催し、下級生の就職活動の支援を行う。また、保護者との連携も重視し、情報発信を強化する。

(3) 企業開拓・広報活動

多くの卒業生が就職している企業や団体との情報交換・信頼関係を深めるほか、学生のニーズに応え、大学での学びを活かすことができる企業を開拓する。企業向けパンフレットなどを通して本学での学びや学生の魅力、資質を社会に広め、より多くの企業や団体に本学を認知してもらうことで採用機会の創出につなげる。

(4) キャリア教育・キャリア支援体制の検証

卒業生や在学学生、企業へのアンケート及び外部評価により、本学のキャリア教育及びキャリア支援に対する検証を行う。問題点については、キャリア育成センター運営委員会等で協議しながら改善の検討を行う。

IV. 研究事業

1. 研究支援（研究費・研究環境制度の整備・充実）

研究支援については、個人研究費及び学園研究費の配付、外部研究資金の獲得支援がある。また、「大学活性化経費対象事業」については、大学の活性化を目的とした優れた事業に対して学長主導の下、予算配付を行っている。

学園研究費の配付では、個人研究のみではなく学部内及び学部を越えた共同研究に対しても支援している。外部研究資金（科学研究費助成事業、その他の学外研究助成金、受託研究費等）の獲得は、単なる学園財政上の問題を越えて、その採択、実施自体が大学に対する社会的評価の向上を伴う。令和4年度は、科学研究費助成事業（令和5年度新規分）への応募件数が、45件（令和4年度新規分は50件）であった。

令和5年度は、学園研究費においては、引き続き学部を越えた学際的な共同研究のほか、企業との共同研究につながるような課題を奨励していく。さらに、学長のリーダーシップの下、研究助成の採択向上を目指し、科学研究費助成事業の説明会を実施するほか、教職員向けWebサイトを活用して、外部の研究資金の周知を行い、併せて研究支援体制を強化していく。

2. 研究成果の公表（研究活動の点検・評価を含む。）

本学Webサイトの「情報公開」欄に「大学・大学院教員一覧【履歴業績】」を設け、教員ごとの履歴や教育研究業績、社会的活動等の情報を毎年更新し、情報開示している。Webサイトの「研究・図書館」欄からは、大学図書館が運用する「椋山女学園大学学術機関リポジトリ」サイトへリンクし、専任教員の論文等の研究・教育成果の電子データを学外からダウンロード可能な状態で公開するとともに、学術研究の向上に資するために支給する学内競争的研究費である「学園研究費助成金」の成果について、すべての「研究成果報告書」を年度ごとに公開している。また、定期刊行物としては、毎年『椋山女学園大学研究論集』及び各学部の紀要を作成している。令和5年度も同様に、研究成果を公表していく。

また、令和7年度までに機関リポジトリを有する全ての大学等に対して策定が求められている研究データポリシーに関連した研究者情報基盤の整備を関連の他部署と連携しながら進める。

V. 国際交流

1. 国際交流

令和5年度は、新たな「国際化ビジョン」（2022年～2026年）の2年目であり、「国際化ビジョン」に沿って本学の国際交流を推進していく。

まず、「各種海外留学プログラム再開とその促進」については、令和4年度は国際交流センター管轄の「交換留学」「派遣留学」の再開だけでなく、国際コミュニケーション学部の「中期留学」、そして生活科学部の「夏季短期研修プログラム（タイ研修）」の再開も果たした。しかし、完全にコロナ禍以前に戻せたわけではないため、令和5年度は、

より一層コロナ禍以前に近い状態にまで、長期・中期・短期のプログラムを戻していきたいと考えている。また、国際交流センター管轄の「認定留学」も再開する予定である。

「協定大学の増加を推進」については、令和4年度はその実現に向け、再始動することができた。まず、台湾の嶺東科技大学、アメリカのウェスタン・ミシガン大学の2大学と協定を締結することができた。その他にもアメリカに1大学、韓国に2大学、交渉を進めており、これらの3大学とも、令和5年度には締結を完了する予定である。令和3年度に学術交流の協定を締結したフィリピン大学との交換留学プログラム構築の可能性については、令和4年度には進むことができなかったが、令和5年度に先方と本学の学生のニーズを調査し、検討を始める。一方、既存の協定校との関係維持・強化については、コロナ禍により各協定校との対面での交流が途絶えているため、令和5年度は各大学の実務担当者レベルでのコミュニケーションを密にするとともに、積極的に足を運び、本学の広報活動を展開していく。その一環として、令和4年度はタスマニア大学が主催する「留学フェア」に赴き、本学のプレゼンテーションを行い、留学生の募集活動を行った。また、上海師範大学とは、例年、交換講演会を実施しているが、ここ2年にわたり、コロナ禍のため中止となっている。令和5年度は交換講演会の再開に向けて、先方と話を進めていく。

キャンパス内の留学生の増加については、「英語で行われる専門的な内容の授業の増加」と「日本語教育の充実と拡大」が関係する。令和4年度、「英語で行われる専門的な内容の授業」の増加は対応できなかったが、令和5年度は、その前段階の取組として、特に受入留学生が履修を希望する学部科目に関しては、日本語と英語を半々で授業を行ったり、英語で記した配付資料を配付したり、同じ授業を受けている日本人学生の中から留学生のピアサポーターを募り、授業内容の理解の手助けをやさしい日本語や英語を使って行うなど、「英語で行われる授業」の第一歩を踏み出せる取組の依頼を検討する。また、「日本語教育の充実と拡大」についても、現状、対応ができていない。広報活動については、令和4年度に試みの一つとして、大学・大学院進学受験指導を中心に行っている中京圏の日本語学校12校に対して、『大学案内』と『入試ガイド』を送付したが、令和5年度は、より多くの日本語学校に各種パンフレット等を送付したり、本学の受験を勧める活動を行うことも検討している。また、協定校からの短期受入プログラムとして、例年8月と2月に「ショートプログラム（サマー／ウインター）」を実施している。これまでは日本国政府の水際対策もあり、オンラインで実施していたが、令和5年度は対面での実施を前提に進めている。

「留学生教育と研究機関としての国際交流センター」に関しては、令和4年度は「留学生教育学会」に機関会員として加盟するにとどまったが、令和5年度は本学から協定先大学に派遣する交換・派遣留学生に対して、渡航前と帰国後にBevi-Jを受検させることで、異文化適応力や人間の内的成長等の変化を測定し、また、語学力の変化についても渡航前と帰国後で調査を行い、留学のもたらす効果を検証する。

5か年計画の最終的なゴールは、「本学学生のグローバル・マインドの育成」となるが、令和4年度の段階でこの目標に到達することはなかった。新型コロナウイルス感染症に対する日本国政府の水際対策の影響もあり、令和4年度にキャンパス内にいた留学生は7名（交換留学生5名、私費留学生2名）にとどまっていた。令和5年度は水際対策の緩和もあり、より多くの協定校からより多くの交換留学生を迎える予定である。また、新たな協定校や「ショートプログラム（サマー／ウインター）」の対面での実施など、キャンパス内にこれまで以上に留学生の姿が増える機会や可能性があるため、こうしたキャンパス内の光景を目の当たりにすることから、本学の日本人学生がグローバルな視点を持つきっかけとなることを期待している。令和5年度もSugiyama Caféはオンラインで、International Loungeは学内で対面の形で実施する。また、ニューヨーク市立大学リーマン校の「日本語」の授業の一環として行われてきた「ランゲージ・パートナー」への参加も本学の学生のグローバル・マインドの育成につながる活動として、令和5年度も留学生サポーターズの活動の場として継続していく。

2. 留学生支援

留学生への支援として、まず、留学生への履修及び学修支援として、国際コミュニケーション学部で行われている英語による授業（外国人教員による外国語の授業や日本人教員による専門科目の授業）は、私費外国人留学生、受入交換留学生にも開放されている。また、十分な日本語能力を有する学生は、各学部で開講されている授業にも授業担当者の許可があれば履修することが可能となっている。こうした留学生の授業の履修については令和5年度も継続して行っていく。

留学において語学力の向上は欠かすことのできない要素であることから、受入留学生は日本語、本学からの交換・派遣留学生は英語や中国語、韓国語の留学による効果測定を令和5年度も引き続き行う。また、前出にあるとおり、留学の前後においてBevi-Jを受検させ、異文化適応力や内的成長等の側面の変化を測定し、留学のもたらす効果を検証し、学生にも留学の目に見えない成果として、Bevi-Jの結果をフィードバックする。

次に、受入交換留学生に関しては、これまでも希望に応じた職種や業種でインターンシップを実施してきた。日本企業での社会体験と就業体験ができるまたとない機会となっている。令和5年度もコロナ禍以前と同様に実施する。また、受入交換留学生が学内外で日本の伝統文化に触れられるよう、様々な日本文化体験の機会を提供する。さらに、地域社会（長久手市）との文化交流連携で「ホーム・ビジット」を行い、受入交換留学生に日本の家庭生活を体験する機会を提供する。その他の留学生支援として、令和5年度も留学生教育コーディネーターを中心に、留学生の教育と学生生活の両面から留学生を支援し、本学における留学生教育の質の向上を目指す。また、受入交換留学生の学修、日常生活全般での支援を行う「スタディ・メイト」や「留学生サポーターズ」は学生から随時募集しており、令和5年度もこうした学生が主体となる活動を支援していく。

「交換留学」「派遣留学」のほかに、国際交流センター管轄の留学制度として「認定留学」がある。学生にとっては交換・派遣留学以外に4年間で卒業できる貴重な留学制度となっているため、令和5年度から再開する方向で検討している。「認定留学」の再開にあたっては、令和4年度に「認定留学への応募・出願に際してのガイドライン」の策定を行った。このガイドラインに従い、令和5年度から実施できるように準備を進めている。

最後に、留学生への財政的支援として、令和5年度も本学から海外に留学する学生への奨学金として、「椋山女学園大学振興会海外留学奨学金」を給付する。本学に迎え入れる受入交換留学生には「椋山女学園大学受入交換留学生特別奨励金」の給付や、経済的に修学が困難な私費外国人留学生に対しては、授業料の減額措置も引き続き実施していく。また、日本学生支援機構（JASSO）による「2022年度海外留学支援制度奨学金」は、中期留学が採択され、派遣留学も追加採択された。残念ながら「2023年度海外留学支援制度奨学金」から双方向型は区分そのものが消滅してしまったため、派遣型に応募した。こうした競争的外部資金による給付型の奨学金の獲得にも力を入れ、派遣・受入を含む本学の留学生を財政的にも支援していく。

VI. 学術情報

1. 図書館

(1) 館内環境等の整備

中央図書館の令和4年度の書架サイン整備（令和元年度からの5年計画、令和2年度分は未実施）は、地下1階の東書架について整備した。令和5年度は、地下2階西書架のサインを整備する。中央図書館の閲覧席は、経年により汚れが目立つようになっているため、令和4年度は、地下1階の閲覧席の張替えを行った。令和5年度は、2階の閲覧席の張替えを行う。図書館Webサイトについて、現在のサイトは導入してから相当の年数が経過しているため、新たな図書館サイトの構築（更新）については、大学全体の方針に従い、広報課と連携して進めていく。

(2) 利用者サービスの推進

電子資料の利用環境改善として、アクセスオーバーが頻発している「ジャパンナレッジLiB」の利用アクセス数10を無制限にするとともに、「朝日新聞クロスサーチ（旧 聞蔵II ビジュアル）」の利用アクセス数6を維持する。外国雑誌購読は、令和4年から版元=Wileyの22タイトルが全て印刷物から電子ジャーナルに移行しているため、引き続き他の版元のタイトルの電子ジャーナルへの移行についても調整を進めるが、昨今の急激な円安により、外国の雑誌及びオンラインジャーナルの価格が高騰し、現在の予算内では購読タイトル数を増やすことが難しいため、各学部の要望に基づいて厳選していく。また、電子書籍のプラットフォームとして、和書（Maruzen eBook Library、KinoDen）、洋書（ProQuest Ebook Central）が整備されているので各プラットフォームで閲覧できるタイトル数の増加を進める。

(3) 書架狭隘化対策の具現化

令和4年度は、令和3年度と同様に返還研究費図書及び複本図書の除籍を行った。令和5年度は、電子書籍の購

入タイトル数の増加を図り、複本図書の除籍、利用頻度が低い図書資料の88号館への移動により排架する図書の調整を進める。

(4) 学生ライブラリー・サポーター制度の活性化

コロナ禍のため、2年間活動を中止していた学生ライブラリー・サポーターについて、令和4年度は図書館内での活動（図書館内の装飾・展示・POP、フリーペーパーの作成等）を再開した。令和5年度は、図書館内での活動を継続するとともに、学外での活動について、学生の意向に基づき進める。

(5) 学術機関リポジトリの推進

本学で刊行される紀要は、全て電子版となった。紀要の電子版は、椋山女学園大学学術機関リポジトリへの登録となるので、登録に係る処理を迅速に進めるとともに、引き続きコンテンツを増やし、情報公開に努め、アクセス数やダウンロード数の集計結果を定期的に提示することで、教員のコンテンツ提供への関心を高めていく。

(6) 地域社会との連携の推進

令和4年度は、新型コロナウイルス感染症対策に留意した上で一般女性への開放を進め、女子高校生・中学生を対象に図書館を通年開放した。令和5年度も引き続き取組を継続し、連携協定を締結している名古屋市立図書館及び日進市立図書館等に案内チラシ・ポスター、Webサイトを通してのアナウンス等、広報の強化に努める。

(7) 非来館型サービスの充実

非来館型サービスを充実するため、利用者のいる場所（①図書館内、②図書館外の学内、③学外）で提供するサービスを整理する。

(8) ラーニングコモンズの利用

令和4年度は、コロナ禍のためラーニングコモンズの利用を制限（閲覧席としての利用のみ）した。令和5年度は、段階的に授業やゼミ活動、図書館の利用ガイダンス、その他学生の主体的な学修等に利用できるようにしていく。

2. 情報環境

情報リテラシーガイドラインに基づく情報リテラシー教育の展開及び情報リテラシー力向上のための環境構築を進めることにより、学生の情報教育を推進する。

(1) 令和4年度から全面実施された高校の情報化「情報Ⅰ」（プログラミングを含む必須科目）や、より高度な内容を含む「情報Ⅱ」（選択科目）を履修した学生に対応した情報リテラシー教育の在り方・授業内容について検討する。

(2) 令和6年度の教養教育科目の改定に合わせ、数理・データサイエンス・AI教育プログラム認定制度に申請できるように、「コンピュータと情報Ⅱ」の授業内容の見直しと実施を図る。

(3) 情報リテラシーの共通化については、情報リテラシー1科目を必修化し、全学的に実施するとともに、入学者のレベルに配慮した授業の展開のためTS（ティーチングスタッフ）の配置を強化しており、本学学部学生による情報SA（情報 Student Assistant）の配置も一部学部で実施され、情報教育の充実が進められている。令和5年度は、引き続き情報SAの拡大展開と教育内容の見直しを行い、充実を図る。

(4) ITパスポート試験の自主学习ソフトを導入するなど、自主学习用プログラムの導入による情報関連資格の自主学习環境の整備により、学生の更なるスキルアップ向上を図ってきた。また、MOS試験の自主学习ソフトについても、上位資格を目指す学生にも対応できるように整備してきた。令和5年度は、利用促進を図るとともに、支援体制をより一層強化する。

(5) 情報系資格取得のための試験対策講座については、ITパスポート試験対策講座を継続実施する中で、試験対策用の自主学习ソフトを導入し、資格取得へのサポート体制を強化してきた。ITパスポート試験の上位試験である基本情報技術者試験の対策講座を実施するほか、情報セキュリティマネジメント試験の対策講座も行っている。令和4年度は、講座内容を見直し、合格率向上を目指して資格取得へのサポート体制を強化した。令和5年度は、受講生の拡大とともに各種資格試験の合格率向上を目指し、対策講座の充実を図る。

Ⅶ. 社会貢献・連携事業

1. 社会連携センター

社会連携センターでは、地域・社会からの要請に応え、地域及び社会の活性化、持続的発展等に貢献することを目的として、主に次の業務を行っている。

- (1) 行政機関、産業界、NPO法人等（以下、「地域・社会」という。）との連携に係る総合窓口に関すること。
- (2) 地域・社会の諸活動に対する専門的な支援に関する企画、調整、実施及び検証に関すること。
- (3) 地域・社会の諸機関との共同研究及び受託研究の受入れ、調整に関すること。
- (4) 生涯学習事業に係る企画、広報及び実施に関すること。
- (5) 地域・社会との連携に関する情報の収集及び発信に関すること。
- (6) その他地域・社会連携に関すること。

令和4年度は、コロナ禍ではあったが各部署や教員等が個別に行う連携活動について、社会連携センターが調整や協力等を行った。また、企業等からの連携依頼については大学の新型コロナウイルス感染症対策の方針に基づいて、学生や学部・研究室との調整を進めた。

令和5年度は、センターの行動目標・行動計画に基づき、地域・社会の課題（ニーズ）と大学の資源（シーズ）とのマッチングを図り、本学の社会連携に関する活動をより深化させていく。また、教員の社会連携に関する活動の情報収集を行い、適宜、学内外に発信する。

2. 地域連携

本学は、日進市との包括連携協定により、「まちづくり、教育、文化振興など、地域社会の持続的な発展、地域の課題への対応及び地域交流の活性化に寄与するため」に幅広い分野で日進市との連携事業を展開している。また、「東山総合公園との連携と協力に関する協定」、「農林水産省東海農政局と椋山女学園大学との連携に関する覚書」、「奈良県御杖村、スィーパトゥム大学との木造建築システムに関する合意」、「名古屋市千種区役所との連携協力に関する協定」「東山遊園株式会社との連携に関する協定」を締結するなど、大学と地域との連携を推進してきた。令和4年度はコロナ禍により活動が縮小傾向であったが、令和5年度は新たに名東区との連携協定の締結を推進していく。

令和5年度は、千種区役所との連携事業としている教養教育科目「安全学」の講義を令和4年度に続けて千種区民にも公開し、防災に対する意識を学生と共に学ぶ機会を提供する予定である。

星が丘エリアでは、連携協定を締結している星が丘テラスを運営する東山遊園株式会社と名古屋市との連携を進め、星が丘のまちづくりの一翼を担っていく。

日進市との連携では、包括連携協定に基づき人間関係学部を中心に様々な分野で協力しており、日進市民に対する人間関係学部教員による連携講座を始めとして、学部独自の「地域連携ユニット」の活動として、全市的に実施される行事についても、地域との協働関係構築に努めている。また、日進市が行う「にっしん市民まつり」「にっしんわいわいフェスティバル」などにおいては、学生ボランティアを派遣するなど協力を毎年行っている。令和5年度もこれらの活動を継続していく。その他、近接する中日青葉学園とは日進グラウンドの使用について、大学の施設開放の一環として無償貸与契約を交わしており、令和5年度においても契約を延長予定である。同学園は、複合型児童福祉施設として中日新聞社会事業団が設置しており、教育職員免許や社会福祉資格受験資格に関して本学学生の実習受入れのほか、臨床心理相談等を請け負っており、今後も協力関係を維持する予定である。

3. 生涯学習（公開講座・連携講座の実施等）

椋山オープンカレッジでは、本学の教育・研究活動を地域社会に還元すべく、生涯学習プログラムの「カレッジ独自講座」と資格検定試験対策を主とした各種支援プログラムの「キャリアアップ講座」を設けている。

令和5年度は、令和4年度に続き「カレッジ独自講座」については学内の教員が担当する講座のみの開講として、「キャリアアップ講座」とともに教養の涵養やキャリアアップを目的とした生涯学習の場を提供する。本学教員の持つ研究や専門性を活かした講座内容を検討し、地域の方々と大学とが共に考える場となるよう、開講を進めていく。

また、資格取得支援のため、秘書検定やTOEIC IP、マナー・プロトコール等の試験については、例年どおり学内を試験会場として申請し、団体受験を実施するほか、要望が多い資格検定試験対策講座を引き続き提供していく。

連携講座等についても、令和5年度は学内外の施設を利用して名古屋市、千種生涯学習センター、日進市などの機関と連携講座等を実施し、社会貢献及び連携事業の充実を図る。

4. 高大接続

本学は、高大連携協定校を拡大しており、令和3年度に協定を締結した私立清林館高等学校を含め、高大連携協定校は9校となった。また、愛知県高等学校家庭科部会とも連携協定を締結している。

令和5年度は、高大連携協定校との関係強化を図るとともに、卒業生が活躍する公立高等学校の専門学科や私立高等学校との連携が可能となるよう調査や交渉を行う。

高大連携事業として、大学見学や入試説明会を実施、指定校推薦枠の拡大や高大連携協定校の生徒を対象とする「体験授業」や「模擬授業」の実施など事業の充実を図ってきたが、更に内容を深化させるため、高校訪問などの機会を通して高大連携協定校のニーズの把握に努め、令和4年度に引き続き、実現可能な連携事業の内容や実施方法などについても総合的な見直しを行う。

令和元年度から実施している、祝日の授業日を利用し、高大連携協定校の生徒が本学で開講する授業に参加・体験する「体験授業」については、令和3年度、新型コロナウイルス感染症の感染状況及び本学授業の開講状況を踏まえ、令和4年度は一旦実施を取り止めた。それを踏まえ、令和4年度は高大連携協定校模擬授業として改善を図った結果、高大連携協定校など8校から1・2年生を中心に93名の高校生の参加があった。今後、更に参加者が増えるよう内容や実施体制などの充実について改善を進める。

新たな課題として令和5年度は、高等学校で行われている「探究学習」への支援策などについても高大連携協定校にヒアリングを行い、今後の実現可能性についての検討を進める。

併設校である椋山女学園高等学校との関係においては、大学の学生募集全般として、今後長期的に続く受験人口の減少の中で、女子総合学園として内部進学を確保できる点で大変大きな意味を持つ。広い視野と継続的観点から、双方にとって、より有益となるよう、令和4年度も引き続き併設校と大学との間の情報提供、情報交換を密にして、協定を活かした事業を実施し、高大接続の強化を図る。

また、入学後の学修に必要な基礎学力を担保するため、入学前スクーリングや課題の提示などを通じ、主体的な学習活動を取り入れ、入学前教育の充実を図る。また、一部学科において導入している学力補填を目的とする外部通信教育についても、必要な見直しを検討した上で利用学科の増加に努める。

5. 臨床心理相談室

臨床心理相談室の相談件数は、コロナ禍以前は年間3,000件を超えていたが、コロナ禍の令和2年度は、臨時休室により相談件数が大幅に減少し、令和3年度は令和2年度に比べて454件増加した。令和3年度に引き続き令和4年度も土曜日の来談希望が多い状況にある。土曜日担当の相談員の確保に努力し、教員も相談を担当しているため令和3年度よりも土曜日に対応可能なケース数は増加したものの、現在は物理的空間である面接室や遊戯治療を行うプレイルームの空きがないため、これ以上の相談を受けることができない状況である。非常勤相談員の待遇改善により無期雇用が可能となってきたため、契約期間満了による相談員の退職という事態は避けられつつあるが、ベテランの相談員が令和4年度で定年となるためその後任の確保が課題となっている。

いずれにしても、臨床心理相談室への相談ニーズはあるが、それに十分応えられない状況を改善するため、今後も臨床心理相談室運営委員会や研究科委員会の場において、改善方策について幅広く議論していく。

学部の所在地である日進市の教育委員会との連携事業としては、①日進市内の小学校、中学校への臨床心理学・精神医学を専門とする教員による臨床心理学的観点からの巡回指導、②市内の小学校、中学校に勤務する教員を対象とした担当する児童・生徒に関する教育指導面接及び市内の小中学校に在籍する保護者・児童の相談料2回分を無料（日進市が負担）とする事業、③市内の小学校、中学校に在籍する児童・生徒の保護者を対象とする「発達に関する保護者

相談会」の開催がある。③については、1学期末に学校を通して開催案内を配付し、令和4年9月に2日間開催し、19人の保護者から相談の申込みがあった。この3つの事業は、令和5年度も継続予定である。

もう一つの連携先である中日新聞社会事業団・中日青葉学園とは、コロナ禍のため学園側が子どもたちと部外者との接触を制限していることから、具体的な事業は実施できなかったが、令和5年度は連携事業を従来どおり行う予定である。

学外の機関とのコンサルテーション業務については、日進市内の小学校、中学校や中日青葉学園以外の機関（例えば、名古屋市立小中学校や適応指導センター、療育センター等と連携したケース支援や幼稚園・保育園を訪問しての助言や支援）や相談室の成人のクライアントに対して就労支援のために学外の機関利用を勧め、それにカウンセラーが付き添うなど、臨床心理相談室内での相談活動だけではなくアウトリーチ的な支援も継続して行っている。臨床心理相談室は、こうした地域社会のニーズの広がりにも、可能な限り対応していく。

臨床心理相談室主催の教員や心理関係者・一般向けの講演会は、コロナ禍とマンパワー不足のため、令和4年度も開催を見送ったが、令和5年度は開催の予定である。

VIII. 学生募集・入試改革

1. 学生募集

新型コロナウイルス感染症が学生募集に及ぼした影響は非常に大きく、この3年間で学生募集を巡る環境は一変した。令和5年度も新型コロナウイルス感染症の影響が引き続き残ると考えられるが、感染症対策に万全を期し、受験を控えた高校生、その保護者、高等学校教員などへの情報提供の機会を確保するため、大学展やオープンキャンパスなどの入学広報行事の充実に努める。

オープンキャンパスは、令和4年度から6月に「スタートアップオープンキャンパス」を開催し、年5回開催とした。令和5年度は、更に早期化する学生募集や進路決定に対応するため、6月開催のスタートアップオープンキャンパスの開催規模拡大や従来の8月2回開催から、7月2回開催への変更により、本学への志望度の高い受験生の早期獲得のため施策について検討する。

「入試情報サイト」は、受験生のみならず、保護者の閲覧も多く、情報提供及び入学促進のため、継続して仕様改良や情報更新を行い、魅力ある情報発信に努める。

本学在学生の約80%が愛知県出身、約95%超が東海三県（愛知、岐阜、三重）の出身であり、地元志向の非常に強い地域である。東海三県は重点地域として大学展、出張講義、大学説明会等への参加を強化する。また、広域の中部地域（長野、福井、石川、富山、静岡）からも毎年少数ながら入学者を確保できていることから、これらの地域への情報発信に滞りがないよう、入試情報サイトでの情報提供とともに高校訪問や大学展への参加も継続して取り組む。

コロナ禍においては高校生を始めとするステークホルダーが情報不足に陥る懸念があるため、個別の大学見学の申込や入試相談等も随時受け入れる。

編入学や大学院についても、オープンキャンパスや大学展などでの紹介や指定校等の充実に努めるなど定員確保に資するための方策等について検討する。

2. 入試改革

この10余年の間に学生募集を取り巻く競争環境は大きく変化している。「過去6か年の入学試験の推移」分析結果（令和2年度実施）等を踏まえ、本学の学生募集において志願者の減少に歯止めをかけ、再び回復基調に戻し、継続的・安定的に入学定員の確保に資するため、令和5年度は「椋山女学園大学中長期計画」の実施計画Ⅱ（2023年4月～2027年3月）の指標に基づき対応策を講じる。

総合型選抜や学校推薦型選抜では、令和2年度に「学力の3要素を踏まえた入試制度への変更」として大幅な見直しを行った。令和4年度入試から令和5年度入試の実施状況を踏まえた検証を行い、改善が必要な事項については見直しを行う。

学校推薦型選抜においては、令和5年度中に令和6年度入試の「公募制推薦入試（教科型）」の導入のための具体的な実施体制を構築する。

一般選抜においては、令和6年度入試における本学独自試験の一般入試Aにおいて2教科型、3教科型両方の実施ができる時間割制の具体的な実施体制を構築する。

令和4年度からの新学習指導要領に対応した令和7年度大学入学者選抜に係る新しい入試（新課程入試）について、各教科の試験科目等について具体的に決定し、事前に公表する。教職員に対しては引き続き、①新課程入試の制度解説、②新課程入試問題作成におけるポイント、③新課程入試を見据えたコミュニケーション戦略などに関する理解促進と課題共有に努める。

また、総合型選抜については、令和7年度入試での実施を視野に、現在のAO選抜からの実施体制や評価方法などを含めた選抜制度の見直しを行う。

これらのほか、多面的、総合的評価により行われる入試の方法として、記述式問題の導入、英語の外部検定試験の活用についても一般入試だけでなく学校推薦型選抜においても評価に活用できるよう検討を進める。

また、出題ミス等防止への対応のため、出題体制の検証及び改善策に向けた出題関係者との意見交換や議論を開始し、出題に関する業務内容などについて整理する。

IX. 管理運営

1. 管理運営体制

本学では、これまで大学改革、教学マネジメント、社会連携等の大学運営に関する課題を全学的視点で速やかに解決することを目的として、学長の下に「大学運営会議」を設置するとともに、各学部長の下に、学部における学士課程教育の更なる充実を目的として「教育内容検討会議」を設置するなど、教学面におけるマネジメント体制の構築を進めてきた。

大学運営会議では、策定した「椙山女学園大学中長期計画」及び「椙山女学園大学改革アクションプラン」に基づき、学長のリーダーシップの下、教養教育の共通化・実質化、シラバスの充実、ICTの積極的活用、併設校以外の高等学校も含む高大連携、キャリア育成センターの充実等、様々な大学改革に取り組んでいる。また、各学部の教育内容検討会議では、シラバスの第三者チェック、カリキュラム改正、3つのポリシー及び育成する4つの能力の見直し、学部将来構想の検討等、教育内容の改善、充実に努めている。

令和5年度は、「椙山女学園大学中長期計画実施計画Ⅱ期」及び「改革アクションプラン」を軸として、PDCAサイクルに基づく大学改革を更に加速させていく。

2. 内部質保証及び自己点検・評価

令和5年度は、第3期の大学基準協会による認証評価結果を踏まえ、指摘された問題点や課題については令和6年7月末までの解消に向けた具体的な取組を継続して行っていく。特に、これまでその責任母体として内部質保証を推進してきた大学運営会議から独立する形で、令和4年5月に大学協議会の下に、その付託機関として設置された内部質保証推進機構を中心に内部質保証及び自己点検・評価を進めることになった。それに伴って平成30年度に制定された「椙山女学園大学における内部質保証体制の方針」も改正し、PDCAサイクルを機能させる取組を深化させる。

また、令和3年度から始まった外部評価についても、令和6年4月の改組を予定している国際コミュニケーション学部、人間関係学部（改組は人間関係学科のみ）及び文化情報学部の3学部に加えて人間関係学研究科を含め、3学部1研究科において外部評価を実施する。

さらに、これらの自己点検・評価の取組の結果は、『点検・評価報告書—2023年度—（大学年報 第25号/大学基礎データ）』としてまとめる。また、その報告書については、これまで冊子を作成してきたが、ペーパーレス化を勘案し、冊子の作成を見送ることも視野に入れて継続的に検討を進める。

4 相山女学園高等学校・中学校に関する事項

I. 令和5年度の基本方針

保育園から大学・大学院までを有する女子総合学園の中学校・高等学校としての位置付けを明確にし、「人間になろう」の教育理念に魅かれて入学する生徒・保護者の期待に応えるための教育を推進する。

- (1) 中学校・高等学校6年間の学びにおける「学校ビジョン」に基づき、新学習指導要領の「主体的・対話的で深い学び」と「育てたい生徒像」の実現を目指し、授業内容の改善と生活指導の工夫と充実を図る。
- (2) 新学習指導要領に応じた教育課程の編成及び中学校・高等学校学習評価規準、観点別評価の実施に向けた取組を行う。
- (3) 生徒が主体的に参加・運営ができる行事・生徒会活動・ホームルーム活動の企画を立案する。
- (4) 生徒が健康で安全な学校生活を送ることができるように、自律した生活習慣の定着を目指した指導を行う。
- (5) 中学校・高等学校とも学年に応じた生徒の進路意識を啓発し、生徒の要望と現実に応じた進路指導を行う。
- (6) 中学生・高校生の心身の発達に留意し、併設の食育推進センターと連携して食育教育を実践する。
- (7) SDGsの理念に則って相山女学園エコ対策推進委員会と連携し、中学校・高等学校で実施可能なエコ対策教育を実践する。
- (8) 併設大学の国際交流センターと連携し、中学校・高等学校の魅力ある国際交流プログラムを企画・実施する。
- (9) 心の悩みを抱える生徒の実態把握と情報共有を行い、教職員・養護教諭・スクールカウンセラーによる、「生徒教育相談」に関する組織体制に加え、教育支援員のサポート体制を整備する。
- (10) いじめの具体的な問題に対応できるよう、中学校・高等学校「いじめ防止対策委員会」を開催し、対応を協議する。
- (11) スポーツ庁が示すガイドラインに準じた「相山女学園中高部活動ガイドライン」に基づき、本校部活動の方向性を確認する。
- (12) メディア・センターとしての図書館を活用した、相山独自の「新しい学びのスタイル」を創り出す多様な学習活動を展開する。
- (13) 総合学園としての将来展望を持った生徒募集政策を計画するため、中学校・高等学校の募集広報政策に関する組織を整備する。
- (14) 学校の危機管理、防災計画を確立し、生徒・教職員への徹底を図る。
- (15) 私立学校である相山女学園中学校・高等学校として「社会に開かれた学校づくり」の可能性と方向性について検討する。

II. 教育活動

1. 生徒の自律的な学習習慣の確立と基礎学力の向上

- (1) 主体的・対話的で深い学びを実現する授業実践に向けた研究を行う。
- (2) 授業や家庭学習において、安全な運用形態によるICT機器などを活用する。
- (3) 学力分析を基に指導法を見直し工夫する。生徒の学習意欲を喚起し、定着度に応じた指導を進める。

2. 学習環境の充実とシラバスの作成

- (1) 中学校の「特別の教科 道徳」の授業実践を更に充実させる。
- (2) 中学校「総合的な学習の時間」について、新学習指導要領で求められる探究的な学習の内容の実践に向け、更なる充実を図る。
- (3) 令和4年度の各教科指導の反省に基づき、6年間のカリキュラムポリシーとシラバスを作成する。

-
-
- (4) 時代の求めに応じた中学校・高等学校のカリキュラムを有効なものとするべく、カリキュラムマネジメントの観点から、授業環境・人的配置を含めた効果的な実践に努める。
 - (5) 全教室Wi-Fi化にともない、生徒1人1台のデバイスによる対面学習とオンライン学習を両立させたハイブリッド学習の実施に向けた具体的な取組を行う。

3. 教員の指導力の向上

- (1) 教科会での研修報告や公開授業、職員研修会等を通して、教師としての指導力を向上させる。
- (2) 教員間の共通理解による教科研究・協働実践を高め合うことが可能な環境づくりを行う。
- (3) 生活・学習指導における指導法の研究を行う。

4. 「人間になろう」の教育理念の下に行う特色ある教育

- (1) 総合学習では「人権」「環境」「国際理解・平和」の3分野を設け、探究的な学びを通して、「人間になろう」を追究する。
- (2) 修学旅行・校外学習等の行事に際しては、事前研究を行い、現地での講話・体験等を重視する。また、事後報告、レポート作成等本校独自の学習活動として位置付ける。
- (3) 実施時期、実施内容を見直しながら芸術鑑賞の機会を設け、情操を育成する。
- (4) 国際理解を深める教育の一環として、オーストラリアの姉妹校ルルド・ヒル・カレッジとの連携を継続する。これまでの異文化交流の総括をもとに、コロナ禍以後における国際交流プログラムを検討し、実施する。
- (5) メディア・センターとしての図書館を利用した探究的な学習や読書活動を推進する。

III. 生徒指導

1. 生徒の自主性の育成

- (1) 生徒の主体性を高める場として、生徒会活動及びホームルーム活動の位置付けを確立する。
- (2) スポーツ庁が示すガイドライン等を尊重し、本校らしい部活動の在り方を検討する。

2. 生活規律の確立

- (1) 自律的生活習慣定着のための指導等により、基本的な生活規律を確立する。
- (2) 教員・生徒に対して、問題行動への対応と未然防止のための啓発活動を行う。
- (3) hyper-QU（よりよい学校生活と友達づくりのためのアンケート）等を活用し、不登校やいじめの防止に努めるとともに、問題が発生又は予見される場合には、必要に応じて教育支援員やスクールカウンセラー、家庭、関係機関等と連携して対応する。
- (4) エコを意識した生徒の自主的な活動を推進する。

IV. 進路指導

1. 高等学校における生徒進路決定のサポート

高等学校では、年次指導計画に従って、進路意識の早期啓発から具体的な志望校・学部学科選びまで、個々の生徒の進路決定に際した適性検査、模試等を利用した指導を行う。

2. 併設大学進学者に対する進学指導

- (1) 高校2年次では、1学期に併設大学の各学部教員による学部説明会を実施し、3学期末に大学での模擬授業を体験することで、より明確な学部学科の選択ができるよう指導する。なお、高校2年次での併設大学との高大連携行事については、その内容の見直しも含めて高大連絡協議会において、より充実した実施内容を検討する。

- (2) 高校3年次では、学部説明会及び卒業生との懇談会を設定し、進路決定に向けて指導する。
- (3) 総合学園の強みを生かし、併設大学とは進学指導の面で大学・高等学校双方にとって望ましい連携の形を模索し、具体化する。

3. 他大学進学者に対する進学指導

他大学への進学希望者に対しては、他大学に進学した卒業生との懇談会の設定を始め、外部進路情報の提供を綿密に行い、必要に応じて学力補充のためのサポートを行う。

4. 中学校における進路指導

併設の高等学校への進学及びそれ以外の進路を希望する生徒に対して、適切な指導を行う。また、併設大学と連携し、生徒の進路意識を醸成し、同時に保護者への適切な情報提供を行う。

V. キャリア教育

本校では、ほとんどの生徒が大学等への進学を希望するため、大学卒業後のキャリア形成を念頭に置いた進路指導と併せて、早期から職業やキャリアについて考える機会を提供している。令和5年度も中学校、高等学校の学習内容と将来の職業分野との関連を考察させるべく、以下の取組を実施する。

(1) 職業適性・学問適性診断の実施

職業調べの取り組みとして、高校1年生全員を対象に実施し、将来を見据えた学習意識の向上を目指す。

(2) キャリアセミナーの実施

併設大学のキャリア育成センターとの連携のもと、毎年、高校2年生全員を対象に、様々な分野で活躍する卒業生を招いたキャリアセミナーを実施している。新型コロナウイルス感染症の感染状況によるが、令和5年度も実施予定である。

(3) ライフプランニング講座の実施

生徒たち自身の人生と社会・家族との関わりを見つめる機会として、高校3年生全員を対象に、ライフプランナーである外部講師による講座を実施している。新型コロナウイルス感染症の感染状況によるが、令和5年度も実施予定である。

(4) 幼稚園体験・看護師体験

外部からの機会提供に即応し、高校全学年の希望者を対象に実施している。例年、多数の参加希望者がいるため、令和5年度も積極的に対応する。

(5) インターンシップ

委託業者のコーディネートのもと、高校1年生を対象にインターンシップを実施している。これまでの反省を踏まえ、希望する生徒は全員参加することができるよう調整し、令和5年度も実施予定である。

(6) 高1 相大出張講義企画

総合学園の中での各校連携企画の一つとして、大学教員が高等学校へ赴き、大学ならではの学びや研究そのものについて高校生に触れさせる機会とする。

VI. 安全管理

1. 生徒の安全を確保するための交通安全指導と犯罪防止活動等の実施

- (1) 交通安全・痴漢防止対策等における警察署との連携、生徒への広報活動を推進する。
- (2) 外部者による危険を想定した危機管理マニュアルの周知、防犯訓練の実施、防犯設備・グッズの整備を図る。
- (3) インターネット犯罪に巻き込まれないよう、その危険性を周知徹底し、適切に指導する。

2. 学校防災計画の充実と実施

- (1) 避難訓練を実施し、災害発生時の緊急対応体制を確認し、生徒・教職員への周知を徹底する。
- (2) 保護者と連携し、災害発生時の帰宅方法や連絡方法等の周知を図る。
- (3) 南海トラフ地震に対応するため、必要な防災規準の改正を行う。

VII. 保健管理

1. 学校保健計画の作成と速やかな実施

- (1) 心身の健康管理（健康観察、定期健康診断、疾病予防、感染症予防、救急処置）を実施する。
- (2) 学校環境の衛生的管理（温度、相対湿度、気流、二酸化炭素、一酸化炭素、浮遊粉塵量、騒音、照度等の測定）を実施する。

2. カウンセリング等の教育相談体制の整備・充実

- (1) 心身に悩みを持つ生徒の実態を把握し、関連部署で協議をしながら指導に当たる。
- (2) カウンセラーや併設大学院人間関係学研究科の学生との連携を図り、指導をより充実させる。
- (3) スクールカウンセラーの組織上の位置付けを明確にし、必要に応じて、いじめ対策防止委員会への出席を要請し、委員会の体制の充実を図る。
- (4) 教育支援員によるサポート体制を確立する。

VIII. 職員研修

教員の教育力向上のための研修参加を推進する。

- (1) 全教員参加の研修会を時期、回数にとらわれず、実施する。
- (2) 校外の対面またはオンラインなど形式を問わず各種研修会（全国私学研究集会、中部私学研究集会、私学協会経験者研修会等）への参加を推進する。
- (3) 研修補助費等を活用し、教職員の研修を支援する（ICT機器の活用等）。
- (4) 新任教職員への研修を実施する。

IX. 保護者・地域住民等との連携・協力活動

1. PTA活動等への協力を通じた保護者との連携

- (1) PTA定例総会を実施する。
- (2) 各学年における保護者会、学級懇談会を実施する。
- (3) PTA研修会、学年企画等を実施する。
- (4) 従来のメール配信に加え、機能が拡充されたクラウドシステムを利用し、保護者との連絡を密にする。

2. 地域住民との連携・協力活動

- (1) 登下校時の通学路や地下鉄のホーム等での適切なマナー指導を行う。
- (2) 学校行事に際して地域住民に理解と協力を依頼する。
- (3) 覚王山地域を知るための総合学習を実施する。

X. 施設設備

1. 特別教室等の有効活用

生徒の主体的な学習支援のため、コンピューター室や講義室、空き教室等を有効活用する。

2. 各種施設・設備の有効活用

- (1) 普通教室のWi-Fiやプロジェクター等を活用した、効果的なアクティブ・ラーニングやプレゼンテーションを行う。
- (2) タブレット等を含めたICT機器を授業で活用するとともに、全生徒一人1台の端末整備を達成する。
- (3) 図書館・グラウンド・体育館等、諸施設の安全で有効な使用を促し、ホームルーム活動や部活動の活性化に役立てる。

3. 各種処理ソフトウェアの充実

成績処理システムの有効活用、バージョンアップ等の環境整備を行い、より安定した成績処理、学籍管理システムを検討する。

XI. 図書館活動

1. 学習・情報センターとしての学習活動の支援

- (1) 新入生を対象に図書館メディア・オリエンテーションを実施する。
- (2) 調べ学習の授業や総合学習「人間になろう」における図書館の利用を促進する。
- (3) 身近な図書館としてレファレンス・サービス等の図書館利用を促進する。

2. 読書センターとしての読書活動の支援

- (1) 読書ノート・図書館利用ガイドを発行する。
- (2) 生徒も主体的に関わる魅力的な選書活動と排架の充実により、生徒の読書活動を推進する。また、図書更新の方針を立てて適宜実施する。
- (3) ホームルーム読書会に向けて集団読書テキストを選定する。
- (4) 「相中・相高100冊の本」により読書活動を推進する。

3. Webサイトによる蔵書検索の充実

生徒とその保護者、卒業生等が利用できる蔵書検索ページを利用して、貸出を促進する。

XII. 生徒募集計画

1. 本校の魅力の広報・発信

中学校・高等学校別のリーフレットを作成し、学校案内パンフレットやWebサイト等との連携を充実させ、本校の魅力をアピールする広報活動を展開する。

2. 総合学園としての展望を持った生徒募集政策の策定

学園を取り巻く情勢を様々な機会を利用して情報入手・分析し、入試政策を検討する組織づくりを行う。また、中学校・高等学校の入試の実施形態については常に時代に即した内容を模索していく。また、過去の入試結果の分析、入学生の追跡調査を行い、募集計画に役立てる。

3. 各種企画の充実

本校の魅力をより効果的に発信するため、オープンスクール・学校説明会・学校見学会・入試説明会の実施回数を含め企画内容を検討する。

5 梶山女学園大学附属小学校に関する事項

I. 令和5年度の基本方針

本学園教育理念「人間になろう」を教育の根幹におき、小学校校訓「強く、明るく、美しく」の具現を目指した教育の推進と未来志向の視点のもとに、以下のような学校改革及び改善を図る。

- (1) 次のような児童を育成するための教育課程、学習方法の開発
 - ・自ら課題を見つけ、解決に向けて論理的に考え、判断し、行動する児童
 - ・社会・世界と関わり、よりよい人生を送るために、学び続ける児童
 - ・リーダー性をもって協働的に行動し、よりよい社会・世界を形成しようとする児童
- (2) 児童とのふれあいを大切にされた学校運営体制の充実
- (3) 教育課程の充実・改善を図るための学校評価活動の充実

II. 教育活動

1. 教育目的

梶山女学園大学附属小学校は、教育基本法及び学校教育法に基づき、本学園の教育理念「人間になろう」のもとに、心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育のうち基礎的な教育を行うことを目的とする。

2. 教育方針

- (1) 保育園、こども園、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、大学・大学院まで備えた当地方唯一の女子総合学園の一翼を担って一貫教育を推進し、教育の一層の充実を目指す。
- (2) 「人間になろう」の観点から小学校校訓「強く、明るく、美しく」を具体化し、一人一人の個性を尊重し、知・徳・体の調和のとれた心身を育む。
 - ①「強く」
自らの心や身体を鍛え、命と自然を尊び、他者と協働しながらたくましく生き抜く力を培う。
 - ②「明るく」
深く考え、自ら学ぶ態度と基礎・基本の学力を養い、明るく知性に満ちた個性の伸張を図る。
 - ③「美しく」
礼節を重んじ、豊かな情操や芸術性と国際性を養い、思いやりと品位ある生活態度を養う。
- (3) 1学級30名の学級編成を基盤に、15人ずつの少人数指導も取り入れ、個々の児童を大切にし、行き届いたきめ細かな指導に努める。
- (4) 「毎日英語」(英語を少人数で毎日実施)と、校外学習(3年生 イングリッシュデー、4年生 郡上の生活、5年生 琵琶湖イングリッシュキャンプ、6年生 修学旅行)に英語を使う活動を取り入れることにより、世界共通言語としての英語によるコミュニケーション力を育成する。同時に、国際性豊かな資質と態度の形成を図る。
- (5) 女子のみでの教育活動の利点を活かし、思いやりと品位があり、社会的貢献ができる人間性豊かな児童を育成する。
- (6) 一部専科制を取り入れ、専門性を活かした指導の充実と併設の中学校・高等学校や大学との連携を図る。
- (7) 新しい時代に向けて社会の要請する取組として設置した梶山女学園アフタースクールでは、放課後の児童たちの安全で安心な居場所としての学童クラブ、新たな拡張的な学びを展開するクリプトメリアンセミナーを実施する。

3. 教育活動

- (1) 学習指導要領に依拠しつつ、本校教育の内容を質的にも向上させ、「生きる力」の深化と定着に努める。
- (2) 全教科等において指導法の改善を図り、学力の向上とともに、児童が自ら学ぶ意欲を高める。

- (3) 専任講師による英語学習を1年生から毎日、少人数編成で実施し、英語によるコミュニケーション能力を高め、国際理解や国際交流の深化を目指す。
- (4) 学年ごとにねらいを明確にし、教材等の学習と関連付けた校外学習を実施する(3年生 イングリッシュデー、4年生 郡上の生活、5年生 琵琶湖イングリッシュキャンプ、6年生 諏訪湖の生活・修学旅行等)。
- (5) 書初コンクール、図工作品の展示、縄跳び大会、生活科への日本舞踊の導入、プログラミング教育の実施等、様々な活躍の場や学びの場を設け、児童の個性の伸張を図る。さらに、学校全体で日本文化への関心を高め、国際的な交流の場における日本や本校のアピールとしても役立つ。
- (6) 同学年のみならず、異学年間の学びの場を多く設定し、協働的に学ぶ力やリーダー性の育成を図る。
- (7) グローバルなコミュニケーション能力を高めるために行っている5・6年生希望者対象の短期語学研修やターム留学(4週間)については、令和5年度においては、コロナ禍の状況を踏まえて実施する。「毎日英語」での学習を活かし、英語を使う活動や場を設けるなど、学年を越えた児童たちの学習の充実を図る。
- (8) 情報を活用し、発信する能力、論理的に考える力を養うため、「総合的な学習の時間」と各教科等の時間を関連させ、様々なICT機器を活用しながら、ICT教育、プログラミング教育を行う。3から6年生が活用していた1人1台のiPadを令和3年度からは1・2年生も1人1台のiPadを利用できるようにしており、より主体的、実践的に活動が図られるようにする。
- (9) 併設大学と連携したビオトープの再整備、地域のフィールドワークによるプロジェクト等と関連させながら、環境教育に力を入れるとともに、各学年で取り組んでいる内容の位置付けを明確にし、環境教育の統括化と実践化を図る。
- (10) 国際理解教育、環境教育、人権教育、食育等を相互に関連させるとともに、今まで支援交流してきたブルキナファソ、タンザニア等大陸を越えた交流活動をオンラインでのコミュニケーションツールも活用しながら実践する。
- (11) 食育を通して、「健康を守り育てる」「豊かな心を育む」「環境にやさしい」をキーコンセプトにして、健やかな人間の育成を図る。そして、小学校と併設の食育推進センター、PTA、業者が連携して、安全で安心な給食を実施する。
- (12) 「朝読書タイム」を設け、学校司書と連携した読書指導を行い、豊かな人間性を養う。
- (13) 椋山女学園アフタースクールの活動内容として、全校児童を対象に次の3つの取組を実施する。
- ①「学童クラブ」
多様化する家庭の在り方に対応するもので、放課後や長期休業期間に児童を学童クラブで預かり、家庭に代わる安全で安心な居場所を提供する活動である。
 - ②「クリプトメリアンセミナー」
伝統文化・アート・サイエンス・スポーツ・コミュニケーションの5つのコンセプトによって、椋山女学園の教育理念である「人間になろう」の具現を図るものである。
 - ③「スペシャルプログラム」
長期休業期間を中心に、地域、企業、併設の中学校・高等学校、大学等と連携したプログラムを実施する。企業による出張授業、専門講師による講習、併設の中学校・高等学校生徒による部活動体験、大学教員による授業等の体験プログラムを行う。

Ⅲ. 生活指導

- (1) 生活指導主任と生活指導部の活動をより強化するとともに、hyper-QU(学校生活における児童の意欲や満足度等を測定するアンケート)の活用を図り、予防的生活指導の徹底を図る。
- (2) スクールカウンセラーと協働し、教育相談活動を充実させる。また、併設大学人間関係学部との連携を深める。
- (3) 人に優しい、人の痛みのわかる心温かな情操を育成する。
- (4) 挨拶、言葉遣い、所作等に気をつけ、品位ある生活習慣を身に付けさせる。
- (5) 「早寝、早起き、朝ご飯」等、児童の基本的な生活習慣の浸透を保護者の理解と協力を得ながら推進する。

-
-
- (6) 規則を守ってけじめのある生活をし、誇りを持って行動できる児童を育成する。
 - (7) 生活指導目標と、朝礼の校長講話、道徳の授業との連携を図り、基本的な生活態度を全校で指導し、定着させる。
 - (8) 防災教育、安全教育を警察署や地域の人々の協力も得て実施し、「自らの身を守る」態度形成を図る。
 - (9) 情報教育を通し、ネット社会の利便性と危険性を理解させる。

IV. キャリア教育

- (1) 発達段階に応じた適切な自己理解を促進し、自己の成長に気付かせ、自分の良さや可能性を認め、将来への夢や希望が持てるように賞賛や激励の働きかけに努める。
- (2) 児童会を中心とした「梱ニコグッズ」の制作、販売を通したブルキナファソ支援活動等を通して、現代社会を生きる上で必要な資質・能力となるシティズンシップを育てるキャリア教育を推進する。

V. 安全管理

- (1) 「防災計画」「児童の安全確保及び防犯対策」「災害時の措置」等の規程に基づき適切に対応する。
- (2) 防災・防犯施設の整備・点検の充実を図る。
- (3) 生活安全情報に留意し、登下校メール配信システム「ミマモルメ」を活用する。通学路の安全を確保し、安全教室等を実施し児童の登下校の防犯意識を高める。校内の安全点検に努める。
- (4) 昼間は警備員による校門を中心とした学校周辺の警備、夜間は防犯機器による機械警備を継続する。
- (5) 安全管理に対する教職員の意識を高める研修会を警察署や専門機関と連携を図り、継続的に行う。

VI. 保健管理

- (1) 本校保健安全計画に基づき、児童の健康管理、安全管理の適正化を図る。
- (2) 児童の病気・怪我等に対する適切な対応について教職員に周知徹底を図る。
- (3) 日常生活で安全に行動できる能力を養うとともに、命を大切にする気持ちを高める。
- (4) 保健室の整理整頓に努め、より適切な運営ができるように保健室の充実と保健関係の広報活動を行う。

VII. 組織運営

- (1) 機能的で連携の取りやすい運営組織となるよう校務分掌の不断の改善を図る。
- (2) 広報活動を学園と一体になって更に強化していく。Webサイトでは「梱小ダイアリー」の閲覧が多いことから、記事と写真の公開を素早く日常的に行う。加えて動画の公開にも力を入れ、Webサイトの更なる充実を図る。さらに、学校行事等の即時発信のツールとしてInstagramにも力を入れる。
- (3) 財政的経営状況の健全化に努める。
- (4) 学校評価を実施し、学校経営の適正化を図る。
- (5) 個人情報の管理について適切に対応する。
- (6) 教員の働き方の改革を行い、児童とゆとりをもって触れ合うことのできる環境づくりを行う。

VIII. 職員研修

- (1) 教職員相互の信頼関係と協働性を高め、全教職員が一体となって学校づくりに当たるため、新学習指導要領の実施に関する研修、ハラスメント研修を含め各種研修を実施する。また、教員としての専門性を高めるための研修を充実させ、一人一人の自己開発力を高め教職員の質の更なる向上を図る。

-
-
- (2) 私立学校教職員としての誇りを持ち、私学教育の特色を発揮すべく研究研修活動を行い、本校独自の指導実践を工夫する。
 - (3) 教員の人材育成、能力開発の観点から、教員のライフステージに沿った研修目標の設定と研修を実施する。また、個々の研修を教職員全体でも共有し、学校全体の組織力も強化していく。
 - (4) 全校で共通の研究テーマを設け、テーマの探究、研究授業の実施、研究紀要の作成など主体的な研究活動の実施、外部の専門家の招へい、積極的な研修会の参加など研修活動を活性化する。
 - (5) 教員の質的向上を図るために、自己開発の視点から校外での研修や研究活動への参加を推奨する。

IX. 学校評価

- (1) あらゆる教育課程において、PDCAサイクルの視点を持って、普段から学校運営に全教職員が関わる。
- (2) 第3学期に、全教職員で学校評価を行い、令和5年度の学校計画づくりに活かす。
- (3) PTA活動等からの要望や保護者の意見等を学校改善に活かす。

X. 保護者・地域住民等との連携

- (1) 保護者会と個人懇談会を定期的に開催し、保護者の学校教育への理解を深めるとともに、保護者・教師間の意思の疎通を密にする。
- (2) 保護者とは日常の連絡を密にとることに留意し、相談事にも親身になって応える。
- (3) PTAを学校づくりの重要なパートナーとして位置付け、共に学校改革を推進する。PTAメンバーの主体的な参加の「相小パパの会」「図書ボランティア」等の活動とも連携を強化していく。
- (4) 地域からの信頼を高められるよう次の事項に留意する。
 - ①地域の行事や地域の交通安全活動等に積極的に協力し、参加する。
 - ②児童の登下校時や地下鉄・バス利用時の態度・マナーの向上を図る。

XI. 施設設備

- (1) 校舎や施設設備を最大限に活かし、教育活動の改革を進める。
- (2) 施設設備の保全・維持・管理の充実に努める。
- (3) 学校内の展示や整理整頓等を工夫する。
- (4) 全教職員が、校内の整備への意識を高め、児童の学習への仕掛けとなるよう空間構成に工夫を凝らし、豊かな校内環境を創出する。

XII. 児童募集計画

- (1) 募集広報活動の充実を図る。マスメディアを利用した広告の効果的な掲載を図る。
- (2) 特色ある独自の授業の実践に努め、積極的にマスメディアを通じて社会に情報を発信する。
- (3) 幼稚園、こども園、保育園、インターナショナルプレスクール等の訪問等を実施し、幼稚園、保育園等とのつながりを強化していく。
- (4) 入試時期や入試方法については、検証しながら改善を進める。
- (5) 広報活動を素早く、日常的にWebサイト等で行う。また、転勤や海外赴任の多い企業やそれらの日本の窓口となる海外子女教育振興財団の作成する「学校便覧」に情報掲載を継続していく。

6 梶山女学園大学附属幼稚園に関する事項

I. 令和5年度の基本方針

令和5年度も、本学園の教育理念である「人間になろう」を根幹とし、80年に及ぶ創立以来の伝統を継承し、新たな時代を見据えた幼稚園として、以下に示す教育方針に沿い充実した幼児教育を行っていく。

- (1) 健康な心と体（心身ともに健康で明るく、元気に満ちた子どもに育てる。）
- (2) 自己発揮（いろいろなことに興味を持ち、積極的に取り組む子どもに育てる。）
- (3) 人間関係力（友達を大切にし、協力して行動できる子どもに育てる。）
- (4) 道徳性（約束や決まりを守り、思いやりの心を持つ子どもに育てる。）

園舎の環境を活かし、心身の調和のとれた発達の基礎を培う重要な学習である「遊び」を存分に展開し、豊かで実り多い経験を重ねることのできる幼稚園教育を更に推進していく。また、現教育要領を踏まえて「幼稚園教育において育みたい資質・能力」を培うことができる教育を実現していく。さらに、小学校教育との円滑な接続を図る。

また、学年や学級を越えて交流する機会を提供するとともに、保護者の多様なライフスタイルにも対応すべく、預かり保育を拡充している。会員制を継続し、令和5年度は更なる内容の充実を目指す。

大学の様々な専門分野と関わりながら、学園内の各学校・園とも連携した教育・保育を展開する。

II. 教育目標・教育課程

1. 学年の目標

- (1) 年少の目標 園生活に慣れ、好きな遊びを通して友達に親しむ。
- (2) 年中の目標 友達とのかかわり合いを喜び、一緒に遊びを楽しむ。
- (3) 年長の目標 友達とのつながりを深め、目的を持って遊びを進める。

2. 分野別の目標

(1) 運動

身体を動かして遊ぶ楽しさや心地良さを知り、進んで体を動かそうとする意欲を持つ。

- ①年少の目標 身体を動かして遊ぶ楽しさを知る。
- ②年中の目標 身体を動かして遊ぶ楽しさを知り、進んで運動しようとする。
- ③年長の目標 自分なりに目標を持って、進んで運動することを楽しむ。
友達と共通の目的を持って競技や運動遊びに取り組み、満足感を味わう。

(2) 食育

食生活に必要な基本的な習慣や態度を身に付け、食べることを楽しみ、健康な体作りとのつながりを知る。収穫の喜びを知り、調理を通して食べ物への興味・関心を持ち、食べ物、食材を大切にしようとする。

- ①年少の目標 食事に必要な習慣や態度を知り、様々な種類の食べ物や料理を楽しむとともに、食べ物を残さず食べようとする。また、自分たちで植えた野菜を見たり、成長に気付いたりする。
- ②年中の目標 食事に必要な習慣や態度を身に付け、健康と食べ物の関係について関心を持ち、できるだけ多くの種類の食べ物や料理を味わい、食べ物を残さず食べる。また、自分たちで植えた野菜を栽培する手伝いをし、その成長を喜ぶ。
- ③年長の目標 自分の健康に関心を持ち、様々な食品をバランス良く食べるとともに、食事に必要なマナーを身に付ける。また、野菜の世話をする楽しさや収穫の喜びを味わうことで、自然の恵みの大切さを知り、生産者への感謝の気持ちを持って食事を味わう。

(3) 人間関係

身近な人と親しみ、関わりを深め、愛情や信頼感を持つ。

- ①年少の目標 身近な人の存在を知り、親しみを持つ。
- ②年中の目標 身近な人に親しみを持ち、関わりを楽しむ。
- ③年長の目標 身近な人との関わりを深め、思いやりを持つ。

(4) 環境

身近な環境に親しみ、自然と触れ合い、様々な事象に興味や関心を持つ。

- ①年少の目標 身近な動植物に興味を持ち、触れて遊ぶ。また、身近な物や資源を大切にしようとする。
- ②年中の目標 身近な動植物に親しみを持って大切にしようとするとともに、自然に関心を持ち、取り入れて遊ぶ。また、身近な物や資源を大切にしようとする。
- ③年長の目標 身近な動植物に触れる中で生命の大切さを知るとともに、生活の中で自然に触れ、その大きさや美しさ、不思議さ等に気付く。また、身近な物や資源を大切にすること。

(5) 言葉

経験したことや考えたことを自分なりの言葉で表現するとともに、相手の話す言葉を聞こうとする意欲や姿勢を持つ。また、絵本や物語に興味や関心を持つ。

- ①年少の目標 日常生活に必要な言葉が分かるようになり、自分の気持ちを言葉で表現しようとする。また、人の話を聞こうとする。友達との会話を楽しむ。
- ②年中の目標 自分の気持ちを言葉で表現する楽しさを味わうとともに、人の話を聞こうとする意欲を持つ。また、文字や数字に興味を持つ。
- ③年長の目標 自分の経験したことや考えたことを話し、相手に伝える喜びを味わうとともに、人の話をよく聞き、先生や友達と心を通わせる。また、言葉、文字、時計、物語に興味や関心を持つ。

(6) 表現活動（音楽）

教師や友達と一緒に歌やリズム等の表現遊びを楽しむ。

- ①年少の目標 音楽に親しみ、歌ったり、踊ったり、楽器を使ったりすることを楽しむ。
- ②年中の目標 友達と一緒に歌ったり、踊ったり、リズムに合わせて演奏することや、イメージを膨らませて表現することを楽しむ。
- ③年長の目標 自分なりに歌やリズムのイメージを捉えて表現することや、友達とイメージを共有しながら表現遊びをすることを楽しむ。

(7) 表現活動（制作）

生活の中でイメージを豊かにし、様々な素材・用具を使って、描いたり作ったりすることを楽しむ。

- ①年少の目標 自分の好きなものを描いたり作ったりすることを楽しむ。また、はさみやクレヨン等の用具の使い方を知り、決まりを守って使う。
- ②年中の目標 いろいろな素材に親しみ、イメージを形にしたり絵に描いたりすることを楽しむ。また、素材や用具を目的に合わせて使う。
- ③年長の目標 自分なりにイメージを膨らませ、工夫して作ったり描いたりすることや、友だちとイメージを共有しながら一緒に作品を作ることを楽しむ。また、用具、素材の特徴を活かして使う。

III. 安全管理・保健管理

- (1) 安全計画・危機管理マニュアルを毎年見直し、改善を図る。
- (2) 年間に地震4回、火災3回、不審者3回程度の避難訓練を実施する。
- (3) 避難訓練時には必要に応じてガードマン、職員、警察にも協力を要請して行う。
- (4) 緊急時備品の保管場所を常に明確にし、中身の確認や入替えを計画的に行う。
- (5) 自衛消防隊組織・防火管理組織や避難訓練の担当組織を必要に応じて見直し、いざという時の備えを常にしておく。

く。

- (6) 教職員の安全対応能力の向上のために、園内研修を行い、必要に応じて警察署・消防署等の協力を要請する。
- (7) 安全な施設・設備を最大限に整えるとともに、教職員がすぐに対応できるよう緊急時の備品は常に身に付けたり、手近な所に常に置くなどして、緊急時に対応できるようにする。
- (8) 毎月、最初の日を安全点検の日とし、遊具・設備等を点検表に従って全教職員で園内を隈なく点検し改善を行う。また、怪我の発生については、「ヒヤリ ハット マップ」を活かして発生場所についての共通認識を深めるようにするほか、朝礼時に全教職員で事態を把握する。
- (9) 家庭との連携については『椋山・幼稚園の教育』等で入園当初から対応を伝えるほか、訓練実施の都度、協力を要請する。また、保護者向けに災害発生時引き渡し訓練を行う。
- (10) 担任、養護教諭等が日常的に子どもの健康観察を行い、異常を感じる場合は保健室で適切な対応をし、必要に応じて保護者への連絡・病院への付き添い等を行う。
- (11) 在園中に担任が保護者の代形で与薬する必要がある場合は、「与薬連絡票」によって医師が処方した薬に限って取り扱う。
- (12) アレルギーの対応については、可能な限り安全・安心な食品、物品、塗料や清掃剤等を使用する。給食やおやつへの対応は、医師の診断書に基づき、保護者、園、給食業者の三者で面談の上決定する。
- (13) 健康診断や部屋の空気検査等は、定期的に専門機関に依頼して実施する。
- (14) 「保健だより」を発行し、保護者に子どもの健康管理についてのポイントを知らせる。
- (15) 感染症予防のため、毎朝「健康かんさつカード」を用いて園児の健康チェックを行うとともに、換気、室内清掃、おもちゃ等備品の消毒を定期的に行う。

IV. 保護者との連携

- (1) 担任と保護者が、朝と帰りに直接顔を合わせて子どもの様子を伝え合う。
- (2) 各部屋の前の連絡板でその日の活動や連絡等を毎日伝える。
- (3) 毎月の保育のねらいや計画を月ごとに掲示し、常に目に触れるようにする。
- (4) 年間日程を4月に保護者に配付し、年間の流れが分かるようにするとともに、月ごとの詳しい日程もメール配信する。
- (5) 園だより（月1回）、学年だより（月1回）、クラスだより（随時）、保健だより（随時）等、園からの発信をできるだけ多くして、園の方針や子どもたちの様子を詳しく伝え、保育への理解を図る。
- (6) 保育参観・保育参加・個別懇談会・希望者懇談会・学級懇談会・父親懇談会等を実施し、担任と保護者、また、保護者同士の交流を深める。
- (7) 「コミュニケーションボックス」を常時設置し、保護者が随時意見を出せるようにする。
- (8) PTAと教育活動全般にわたって必要に応じて協力・連携し、教育活動をより豊かで安全に行えるようにする。
- (9) 保護者のボランティアにより、「えほんのへや（図書室）」での子どもの援助・園外活動の付き添い・演奏等を実施する。
- (10) Webサイト、Instagramにて、日々の保育の様子を、写真を織り交ぜて伝えるとともに、保育中の子どもの活動や学びの様子を写真や説明で提示する「保育ドキュメンテーション」の取り組みを適宜行っている。
- (11) れんらくアプリにより、緊急連絡やアンケート、預かり保育の受付、欠席連絡の受付等を行う。
- (12) 子どもの家庭環境について配慮し、保護者支援を行うとともに、関連諸機関と連携する。

V. 地域への開放・発信・連携

- (1) 講演会（年1～2回実施）への参加を保護者だけではなく地域の方々へも呼びかける。
- (2) PTA主催の「親子のつどい」には卒園児とともに地域の方々へも参加を呼びかける。

- (3) 地域から本園に寄せられた意見・要望に対して、できる限り応えるよう努力する。
- (4) 地域に子育て情報を発信する。
- (5) 「えほんのへや」を土曜日、夏季冬季休業中に地域に開放し、貸出しや絵本の読み聞かせを行う。
- (6) 子育て相談について広報し、相談事業を行う。

VI. 教育相談体制

- (1) 園内の教育相談について、担任のほか、園長、教頭がいつでも受入れ可能な準備をする。
- (2) 園外からの相談も受け入れる旨を常時園外から見える位置に掲示し、Webサイトで案内を公開する。
- (3) 園の全教員が私学協会認定の「教育相談員」の資格を取得して対応する。

VII. 組織運営

服務監督、情報管理、経理管理については、学園全体の規程に従い実施する。

VIII. 職員研修

1. 自己研修・園外研修

園外の研修に全員ができるだけ多く参加し、その成果を園内で報告する。

2. 園内研修

- (1) 毎日、学年会議を開き、実践上の問題を報告し合い、次の日の実践に活かす。
- (2) 週1回の職員会議において、学年ごとの実践を報告し、全員で共有する。
- (3) 職員会議において、個々の教員の実践を全員で共有する。
- (4) 共通の園内研修課題を決め、それに基づき研究又は研修を行う。その成果について全員参加の協議会で発表・討論を行い、報告書としてまとめる。

IX. 施設設備

- (1) 保育室や園庭の清掃、遊具の点検を毎朝職員で行い、園児が安全に活動できるようにする。
- (2) 専門業者による遊具安全点検を年間2回実施し、必要に応じて補修する。

X. 特別支援・他機関との連携

令和5年度も、次のように子どもたちが様々な人と触れ合う機会を設け、また、関係機関との連携を行うことによって教育の充実を図る。

- (1) 併設大学の学生の体験学習の受入れ、併設大学教育学部・人間関係学部の実習生の受入れ
- (2) 県内高等学校の職業体験の受入れ
- (3) 併設中学校生徒の自作のエプロンシアターを携えての訪問の受入れ
- (4) 併設高等学校のフィルハーモニー・オーケストラクラブ演奏鑑賞会の実施
- (5) 近隣中学校の職業体験の受入れ
- (6) 消防署への訪問
- (7) 名古屋市環境サポーターによる自然教室
- (8) 人形劇観賞、ミニコンサート、マジックショー、サンタクロースの来園等の実施

-
-
- (9) 年少児・年中児対象の交流会実施等の併設小学校との連携、学校探検及び年長児と小学校1年生との交流会等の学区内にある名古屋市立田代小学校との連携
 - (10) サポートが必要な園児の円滑な小学校進学を支援するための小学校との連携
 - (11) 保育時間中に園児が怪我をした場合に処置を依頼するなど、近くの医療機関との連携
 - (12) 発達に課題がある園児の巡回指導や療育センター等の福祉施設との連携

XI. 園児募集計画

1. 本園の特徴の広報・発信

- (1) 学園広報課と連携しながら、入園案内パンフレットの作成を行い、また、Webサイトを充実させ、教育活動を常時発信する。
- (2) 近隣施設や保育園にパンフレットの設置を依頼し、地域の人々へも周知する。

2. 見学者の受入れ

保護者は園を選択するに当たって園見学を重視するため、随時、見学者を受入れ、対応する。

3. 説明会の実施

- (1) 入園希望者向け説明会において、映像を活用して園生活の様子や教育方針等の理解を図る。
- (2) 説明会后に個別相談の時間を設けて、個々の質問に答え、きめ細かい対応をする。
- (3) 預かり保育の内容について、十分に説明をし、理解を図る。

7 梶山女学園大学附属梶山こども園に関する事項

I. 令和5年度の基本方針

本学園の教育理念「人間になろう」に基づき、また、幼保連携型認定こども園教育・保育要領の「環境を通して行う教育及び保育」の考え方を踏まえ、園児が安心・安定して園生活を送り、自ら身近な環境に関わるなど自己を十分に発揮して、発達に必要な経験が積み重ねていけるよう、以下の方針に沿って教育・保育を展開していく。

- (1) 健康な心と体（よく食べ、よく眠り、生き生きと遊べる子どもに育てる。）
- (2) 人間関係力（人との関わりの中で、人に対する愛情と信頼感を持つ子どもに育てる。）
- (3) 主体性（主体的に物事に取り組み、やり遂げようとする子どもに育てる。）
- (4) 自己表現（のびのびと自己を表現する子どもに育てる。）

併設の大学に隣接する環境を生かし、園児及び保育教諭が多様な経験を積み重ね、質の高い教育・保育を目指していけるよう大学との連携を図っていく。また、幼保連携型認定こども園の社会的役割を果たすために、地域の未就園の親子に子育て支援を行う。

併設の幼稚園、保育園とは、互いに連携を取りながら同じ教育目標の下で教育・保育を進めていく。

新型コロナウイルス感染症を始め、感染症については、安心・安全な教育・保育が提供できるよう対策を講じていく。

II. 教育・保育目標

1. 学年の目標

- (1) 0歳児の目標 生理的欲求を満たし、生活リズムをつかむ。
- (2) 1歳児の目標 行動範囲を広げ、探索活動を盛んにする。
- (3) 2歳児の目標 象徴機能や想像力を広げながら集団生活に参加する。
- (4) 年少児の目標 身近な仲間や自然等の環境と積極的に関わり、意欲をもって活動する。
- (5) 年中児の目標 信頼感を深め、仲間と共に感情豊かな表現をする。
- (6) 年長児の目標 集団生活の中で自立的・意欲的に活動し、体験を積み重ねる。

2. 分野別の目標

- (1) 養護（生命の保持）
 - ①0歳児の目標 健康や安全に配慮し、一人一人の生活リズムを大切にし、生理的欲求を十分に満たす。
 - ②1歳児の目標 清潔で安全な環境を整え、生理的欲求を満たし、生活リズムの形成を促す。
 - ③2歳児の目標 安全で快適な生活環境の中で、身の回りのことを自分でしようとする気持ちを育てる。
 - ④年少児の目標 衣服の着脱や食事、排泄など健康な生活に必要な活動を自分でしようとする気持ちを持つようになる。
 - ⑤年中児の目標 健康で安全な生活に必要な基本的な習慣に関心を持ち、自らできることの喜びを感じられるようになる。
 - ⑥年長児の目標 健康で安全な生活に必要な習慣を身につけ、自ら考えて行動できるようにする。
就学に向けて、よりよい生活リズムが整うようにする。
生活の流れを見通し、主体的に行動し、自立に向かうようにする。
- (2) 養護（情緒の安定）
 - ①0歳児の目標 保育教諭との応答的な関わりの中で、安心して過ごせるように情緒の安定を図る。
 - ②1歳児の目標 一人一人の気持ちを理解し、受容することにより、子どもとの信頼関係を深め自分の気持ちを安心して表すことができるようになる。

- ③2歳児の目標 様々な自己主張を受け止め、一人一人の気持ちに共感し、自我の育ちを支える。
- ④年少児の目標 子どもの気持ちや考えを受け止め、自我の形成とともに主体的に行動できるようにする。
- ⑤年中児の目標 自己発揮をする中で、「達成の喜び」や「満足感」を味わい、自信をもって行動できるようにする。
- ⑥年長児の目標 心身の調和と安定により、自信を持って行動できるようにする。

(3) 健康

- ①0歳児の目標 人や物に興味を示し、探索活動が活発になる。
空腹、満腹、目覚め等のリズムが作られていき、心身ともに安定した状態で園生活を過ごせるようになる。
- ②1歳児の目標 安全で活動しやすい環境の中、保育教諭に見守られながら一人遊びを十分に楽しむ。
身の回りのことを保育教諭と一緒にしようとする気持ちが芽生える。
- ③2歳児の目標 全身を使った運動や手・指先を使った遊びを十分に楽しむ。
保育教諭の見守りの中、身の回りのことを自分でしようとする。
- ④年少児の目標 十分に体を動かし、様々な遊具や用具を使った遊びを楽しむ。
生活の流れが分かり、自分でできることは自分でしようとする。
- ⑤年中児の目標 様々な遊びに挑戦し、体の動きが巧みになる。
健康、安全な生活に必要な習慣や態度に関心を持ち、身に付けようとする。
- ⑥年長児の目標 運動遊びに意欲を持ち、目標を持って取り組む。
自分の体に関心を持ち、健康、安全な生活に必要な習慣や態度を身に付け、進んで行動する。

(4) 人間関係

- ①0歳児の目標 特定の保育教諭と愛着関係を築き、安定して過ごせるようになる。
- ②1歳児の目標 保育教諭が見守る中で、身の回りの大人や友達に関心を持ち、関わろうとする。
- ③2歳児の目標 保育教諭や友達と関わって遊ぶ楽しさを知る。
- ④年少児の目標 友達と共感したり、葛藤したりする中で、自分にも相手にも気持ちがあることに気づき、友達と遊ぶ楽しさを知る。
- ⑤年中児の目標 友達の気持ちに気づき、共感したり、思いやりの気持ちを持つ。
- ⑥年長児の目標 友達の思いを受け入れ、友達との違いを認めながら協力して物事をやり遂げることの大切さや充実感を味わう。

(5) 環境

- ①0歳児の目標 身近なものに興味や関心を示し、見たり、触れたりする。
- ②1歳児の目標 自然物や身近な用具・玩具に興味を持ち、進んで触れたり試したりして遊ぶ。
- ③2歳児の目標 身近な自然や事象に興味や関心を広げ、探索、模倣をして遊ぶ。
- ④年少児の目標 様々な自然や事象に触れ、興味や関心を持ち、親しみを持って自分から関わろうとする。
- ⑤年中児の目標 様々な自然や事象に触れたりしながら、考え工夫して遊ぶ。
- ⑥年長児の目標 生活の中で、物の性質や数量、図形、文字、時間などに関心を持って関わる。

(6) 言葉

- ①0歳児の目標 喃語などを優しく受け止めてもらい、初語や保育教諭とのやりとりを楽しむ。
- ②1歳児の目標 保育教諭との応答による心地よさや嬉しさを感じ、自分の気持ちを簡単な言葉で伝えようとする。
- ③2歳児の目標 自分の思いや経験と話そうとしたり、生活や遊びの中で簡単な言葉でのやりとりを楽しむ。
- ④年少児の目標 経験したことや自分の思ったことを言葉で表し、友達とのやりとりを楽しむ。
- ⑤年中児の目標 言葉で自分の思いや考えを伝えたり、友達の話や話を聞いたりしながら、会話の楽しさを味わう。
- ⑥年長児の目標 共通の目的に向かって、友達と話し合い、自分の思いを伝えたり相手の話す言葉を聞こうとしたりする意欲や態度を身に付ける。

(7) 表現

- ①0歳児の目標 保育教諭の声や表情に安心感を覚え、快、不快感を表現し、欲求や要求を表す。

- ②1歳児の目標 歌、手遊び等を模倣しながら、のびのびと表現し楽しむ。
- ③2歳児の目標 保育教諭や友達と一緒に歌ったり、リズムに合わせて身体を動かしたりすることを楽しむ。
- ④年少児の目標 様々な素材や用具を使って自分の思うように描いたり、作ったりして遊ぶことを楽しむ。
- ⑤年中児の目標 友達と一緒に遊びのイメージを共有しながら、様々な表現を楽しむ。
- ⑥年長児の目標 友達と心を通わせ、一緒に表現する過程を楽しむ。

Ⅲ. 安全管理・保健管理

- (1) 月に1回以上の避難訓練（地震、火災等）、様々な状況を想定した隔月の危機管理訓練、半年に1回の不審者対応訓練、年に1回の防災訓練、引き渡し訓練を実施し、職員は緊急時に冷静に対応し、子どもの生命を守る行動を取ることができるようにする。
- (2) 毎朝、保育室内、園庭の安全面、衛生面での確認を実施する。
- (3) 感染症対策のため、保育室、トイレ等の清掃はこまめに実施し、おもちゃ、砂場等の消毒は適宜実施する。
- (4) 緊急時備品の保管場所を常に明確にし、中身の確認や入替えを計画的に行う。
- (5) 自衛消防隊組織・防火管理組織や避難訓練の担当組織を必要に応じて見直し、いざという時の備えを常にしておく。
- (6) 職員の安全対応能力の向上のために、園外の研修への参加及び園内での研修を行い、必要に応じて警察署・消防署等の協力を要請する。
- (7) 日ごろから職員は、落下防止、転倒防止策が取られているかを意識する。職員は、すぐに対応できる備品は身に付けたり、手近な所に常に置くなどして、緊急時に対応できるようにする。
- (8) 保育教諭は、登園時に健康観察を行い、いつもと違った様子が見られた場合には、保護者に確認をする。また、養護教諭は毎日、決まった時間に健康観察を行い、異常を感じる場合は速やかに適切な対応をし、必要に応じて保護者への連絡・病院への付き添い等を行う。
- (9) 怪我の発生については、「怪我の報告」に記録し、業務日誌を活用して職員間で情報を共有し、同じ場所、状況等での怪我を防ぐようにする。
- (10) 在園中に保育教諭、養護教諭が保護者の代行で与薬する必要がある場合は、「与薬連絡票」によって医師が処方した薬に限って取り扱う。
- (11) アレルギー対応については、医師の診断書に基づき、保護者と園の面談の上決定する。食の提供については、可能な限り代替食を提供する。
- (12) 年に2回の園医による健康診断、年に1回の園歯科医による歯科検診や検尿検査を実施し、月に1回の身体測定を実施する。異常があった場合は速やかに保護者に連絡をする。
- (13) 保育環境の検査等は、学校薬剤師により定期的実施する。
- (14) 保健だよりを発行し、保護者が子どもの安全や健康管理について関心を高めるようにする。
- (15) 新型コロナウイルス感染症対策として
 - ①衛生管理・換気について
 - ・園舎内を消毒する。
 - ・各玄関に消毒マット、検温器・アルコール消毒液を設置する。
 - ・保育室の窓は常に開けておく。
 - ・1時間に1回、10分間の定期的な換気を実施する。
 - ・空気清浄機、シーリングファンを常に稼働する。
 - ②園児の登降園の送迎について
 - ・保護者の送迎時の園内での滞在時間削減のため、玄関前でのタブレットによる登降園チェックや保育記録・お知らせ等を掲示する。
 - ・送迎時の保護者の不織布マスク着用を求める。

③園児の健康管理について

- ・全園児は自宅で検温をし、健康チェックカードに記入し、持参する。
- ・保育中の健康状態を把握する。
- ・2歳児クラス以上の園児は感染状況に応じてマスクを着用する。
- ・給食は指定席で会話をしないで食べる。
- ・午睡はできるだけスペースを空けるようにし、咳等の症状がある場合は更に距離を離す、別室に移動するなど他児から速やかに離す配慮を行う。

④行事について

- ・行事当日の検温・アルコール手指消毒を実施する。
- ・感染状況に応じて行事の中止、あるいは動画配信やZoomの活用などを行う。

⑤職員の健康管理について

- ・検温・体調チェック、不織布マスク着用、手洗い・うがい、アルコール手指消毒の徹底等、感染防止に努める。

⑥実習生の受入れについて

- ・大学との連携のもと、安全策を講じた上で実施する。

⑦来園者（委託業者、園見学者等）への対応について

- ・外部講師・清掃業者職員等の検温・体調チェック、マスク着用、手洗いを徹底する。
- ・うがい、アルコール手指消毒を徹底する。
- ・園見学者の人数制限（各家庭1名、参加者を毎回5名程度に限定）、自宅での検温、マスク着用、アルコール手指消毒を徹底する。密集を避ける。

IV. 保護者との連携

- (1) 保育教諭は、登降園時に保護者と子どもの健康面等について連携をとる。
- (2) 保護者との連絡に連絡帳を活用する。
- (3) 毎日のクラス保育の様子が掲示版で保護者に伝わるようにする。
- (4) 必要に応じて日々の園児の保育の様子を写真で掲示し、教育・保育内容が保護者に伝わるよう工夫をする。
- (5) 次年度の年間行事予定を年度末に配付し、保護者が仕事との調整を図りやすくし、園児の成長を園と共に喜び合える関係を構築する。
- (6) 園日より、クラス日より、保健日より、給食室日より毎月発行し、保育内容等や園児の様子を詳しく伝える。
- (7) 懇談会等を実施し、担任と保護者、また、保護者同士の交流を深める機会とする。
- (8) 保護者会と連携し、協力して園児の育ちを支える。
- (9) 保護者会主催（保護者会予算）の園児が楽しめる人形劇、演奏会等を実施する。
- (10) Webサイトを活用して、教育・保育の様子を写真等で分かりやすく伝わるようにする。
- (11) れんらくアプリにより、緊急連絡や欠席連絡の受付等を行う。
- (12) 子どもの家庭環境について配慮し、保護者支援を行うとともに、必要に応じて関係諸機関と連携する。

V. 地域への開放・発信・連携

- (1) 地域の子育て支援の場「すぎっこ」を定期的（月に2回程度）に多目的室等で実施する。また、その場で必要に応じて子育て相談を実施する。
- (2) 併設大学教育学部の「子育て応援キャラバン隊」と協働で、子育て支援の場を設ける。
- (3) 地域の子育て広場やサロン等に職員を派遣する。
- (4) 地域の高齢者と関わる機会を持つ。
- (5) 区役所、保健センター、療育センター、民生委員、主任児童委員と連携し、地域に根差していく。

- (6) 「えほんのもり」は「すぎっこ」に来園された方が利用できるようにする。
- (7) 園見学希望者に対して、基本的に火曜日から木曜日までの間で受け入れる。

VI. 子育て支援の体制

- (1) 園内の子育てに関する相談について、担任のほか、園長、副園長、主幹保育教諭が必要に応じて実施する。
- (2) 「すぎっこ」の中で必要に応じて子育ての相談活動を実施する。
- (3) 併設大学教育学部の「子育てキャラバン隊」と協働して子育て支援を実施する。

VII. 組織運営

就業規則、情報管理、経理管理については、学園全体の規程に従い実施する。

VIII. 職員研修

1. 自己研修・園外研修

研修計画に基づき、名古屋市子ども青少年局保育運営課主催の研修、名古屋保育士会や名私保育士会主催の研修、全国大会クラスの研修会に職員を派遣、またはオンライン研修に参加させ、得た学びや情報を職員間で共有を図り、専門性を高め、園の教育・保育の質の向上に繋げる。

2. 園内研修

- (1) 毎月、保育カンファレンスを実施し、教育・保育の評価反省を行い、教育・保育の質の向上を図るようになる。
- (2) 併設保育園との交流保育を実施し、互いの保育・教育の質の向上に努める。
- (3) 併設保育園との合同研修を実施し、互いに共通理解を図り、同じ目標をもって教育・保育に向かうことができるようになる。
- (4) 併設保育園との保育交流の年間のまとめを作成し、令和6年度に繋がるようにする。

IX. 施設設備

- (1) 毎週土曜日は自主点検表に基づいて保育室内、園内、園庭、園周辺の安全確認を実施する。
- (2) 専門業者による遊具安全点検を必要に応じて実施する。

X. 発達支援・他機関との連携

次のように子どもたちがいろいろな人と触れ合う機会を設け、また、関係機関との連携を行うことによって教育・保育の充実を図る。

- (1) 併設大学生生活科学部・教育学部・看護学部等の実習生及び見学を受け入れる。
- (2) 併設大学の学生ボランティアを随時受け入れる。
- (3) 本園を活用した併設大学の授業の受入れを実施する。
- (4) 近隣中学校の職業体験の受入れを実施する。
- (5) 県内高等学校の職業体験の受入れを実施する。
- (6) 警察署員による不審者対応訓練を実施する。
- (7) 名古屋市環境サポーターによる自然教室を実施する。
- (8) 療育センターとの連携を深め、発達支援に必要な園児の育ちを支える。

(9) スーパーバイザー制度を活用し、障害児理解を深め、保護者と情報を共有し、園児の育ちを支える。

XI. 園児募集計画

1. 本園の特徴の広報・発信

事務局広報課と連携しながら、入園案内パンフレットの作成を行い、また、Webサイトを充実させ、教育・保育活動を常時発信する。

2. 1号認定子どもの受入れ

3歳児・4歳児・5歳児各2名の1号認定子どもの募集についてWebサイトや園見学で周知に努める。

3. 見学者の受入れ

(1) 入園希望者の園見学を週1回程度受け入れ、園の方針等を説明し、理解された上で入園申請に臨んでもらえるように丁寧に対応する。

(2) 園見学者には園の方針、目標、生活について5名前後のグループにして丁寧に対応を実施する。